

6月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 台風19号の復旧状況についてほか | 朝倉国勝 議員 |
| (2) 災害時避難についてほか | 玉川清史 議員 |
| (3) 国道18号バイパスの建設促進についてほか | 山城峻一 議員 |
| (4) 水害・土砂災害時の避難についてほか | 小宮山定彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭、新型コロナウイルスに伴うパンデミックにより全世界の政治経済や社会生活に想像の絶する大変な影響と被害を生じさせております。当、日本におきましても、国民の皆さんの協力を得て、新型コロナウイルスの克服に全力を傾注した結果、感染者数をはじめ、死亡者についても、いろいろな評価はありますが世界に誇れる対応であり、また、大いに評価されることと考えております。

5月25日、緊急事態宣言が解除された今後は、ワクチン並びに特効薬の早期開発とその投薬ができるまで、withコロナ、新型コロナウイルスと共生の社会生活の形成が重要と考えるところでございます。また、経済活動も大変、私どもの生活にとっては重要でございますので、早急に従来の同様の活動ができることも併せて私どもが、今、努力をする大きな問題と考えておるところでございます。

このような状況の中で、感染防止対策は基本とされる事項を生活する中で守ることが大変重要であると考えております。特に、手洗い、マスク、3密の対策は、極めて重要であろうと言われております。

今回の質問にあたっては、議場も制約された空間でありますので、極力、短時間で行っていきたいというふうに考えております。答弁もできるだけ簡便にお願いし、坂城町議会としても、新

コロナ対応に対して、町民の皆さんに対して、率先垂範の姿をお見せすることが私どもの責務だということを考え、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

過日、村上地区で不幸な事件が発生を見ました。若い尊い兄弟が命を落としました。このような事件が二度と再発しないよう、関係機関に対して、その対策について強くお願いを申し上げますとともに、この場をお借りしてご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、第1の質問でございますが、台風19号に関する復旧状況について伺います。

イとして、台風19号は100年に1度と言われる大型台風で、地域にも県下全体に大きな被害をもたらしました。政府としても激甚災害に指定し、復旧に対しては積極的な対応をされております。当町においても、大きな被害が発生をしましたが、その復旧工事の一部繰越明許費の工事も含め、おおむね、現時点では完了したと判断をしております。復旧状況について改めて伺いたいと思います。

ロとして、台風19号の被害発生は、千曲川流域に特に大きな被害が発生させました。今後、同レベルの災害があるとするれば、抜本的に河川改修を流域全体として実施すべきと有識者の検討会議でも問題提起をされております。従いまして、早急な対策の実施が重要と考えます。国といえども、その対策として河川全体、流域全体の改修が重要ということで、大幅な予算化がされたとお聞きしております。今後、国と県との連携によって、どのように推進をしていくか、町の考え方を伺いたいと思います。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから、台風19号の復旧状況についての、イとして、「繰越明許工事を含め、復旧工事は」、ロの「千曲川の河川整備について、県・国との連携は」というご質問ありました。両方、私のほうから答えさせていただきます。

はじめに、イの「繰越明許工事を含めた復旧工事は」でございますけれども、昨年10月12日から13日にかけて、東日本を縦断し、各地に甚大な被害をもたらしました台風19号は、当町も例外ではなく、千曲川の増水により河川敷内の農地や公共施設が被災し、用水などが千曲川に流れ込めなため被害を受けた事業所などがございました。

また、暴風雨のため、屋根が飛ばされたり浸水被害に遭われた住宅などもございました。

被害を受けた町の各施設等の復旧状況といたしましては、坂城大橋上流右岸のポンプ操法訓練場ではありますが、千曲川の増水により壊滅的な被害を受けたため、千曲川河川事務所にご理解いただき、繰越事業として浸水被害の比較的少ない鼠橋運動公園に移設し、復旧を行ったところでございます。

施工にあたり、各分団が円滑に訓練することができるよう、アスファルトの舗装レーンに加えまして、並行してクレーの舗装レーンを配置、併せてLEDによる仮設照明と井戸ポンプ工事も行い、4月30日に竣工いたしました。

次に、被災した農業用施設及び農業機械の復旧につきましては、対象物件が93件あり、春先

からの営農再開に向けて、農業者の皆様へ復旧作業を早期に着手をしていただいたところがございます。

現在、大半の方が、復旧工事や農業機械の購入を完了しておられますが、農閑期を見計らって今後復旧を進める方も一部おいでになりますので、事業を継続して実施しているところがございます。

この復旧事業に対する助成金は、事業完了した方から順次、交付し、全ての対象者の方が年度内に事業を完了できるよう支援してまいります。

また、農地の災害復旧事業の状況でございますが、上五明の下河原地区、東河原地区及び四ツ屋の四反田地区の関係農家との立ち合いを行い、今年の水田や畑の農作業に間に合うよう、3月上旬から4工区に分け復旧工事を行い、4月末には復旧申請があった計画面積4.6ヘクタールの土砂撤去等の工事が完了いたしました。

なお、搬出した土量は約6千立方メートルになりましたが、全て、埴科頭首工周辺の洗掘された箇所への埋め戻しに活用いたしました。

続きまして、建設課関連の復旧事業といたしましては4つの事業を実施しております。

被災住宅の災害復旧事業では、国の災害救助法の適用となりました住宅2棟について、住宅の応急修理を実施いたしました。

強風により屋根が飛ばされた準半壊住宅の修理は、工事着手後、おおむね1週間で完成し、床下浸水被害の住宅では、浸水した部材の解体後、湿っていた基礎部分の乾燥、配管設備、浴室改修工事を行い、本年1月末に工事を完了いたしました。

上五明の運動公園北側の町道0577号線関連の復旧事業は、農地災害復旧事業と作業箇所が重複したため、農地の復旧を優先し、繰越事業として4月上旬から工事に着手し、5月12日に完了しております。

また、昭和橋の災害復旧工事は、国道側から3番目の橋脚周囲の土砂が流出し、さらに洗掘され、河床が低下することを防止するため、橋脚周囲に大型のブロックを設置する災害復旧工事を実施いたしました。

この工事は、繰越事業として、5月末までの工期で事業を実施しておりましたが、天候にも恵まれ順調に工事が進捗し、河川敷内で製作した294個の大型ブロックを、被災した橋脚周囲へ3月末までに設置し、工事用道路、水廻し等の仮設の撤去工事も含め、4月中旬には全ての工事が完了しております。

また、「さかき千曲川バラ公園」におきましては、千曲川の増水で河川敷内の駐車場の流出が国の災害復旧工事に認められ、本年2月に町内建設業者と契約をし、駐車場の復旧工事を行い、これも、この3月末に完了したところがございます。

次に、教育文化課関連の復旧工事といたしましては、「鼠橋運動公園」と「坂城町運動公園」

の2か所を実施したところでございます。鼠橋運動公園では、マレットゴルフ場と運動場の土砂撤去、陥没箇所を整備、倒木処理、コースの整形等を行い、マレットゴルフ場と運動場の原形復旧を完了いたしました。

また、坂城町運動公園、これ上五明ですけれども、これにつきましては、少年野球場など、グラウンド3面に流入した土砂の撤去、グラウンドの不陸の調整、クレー舗装等を行い、原形復旧工事を完了させたところであります。

いずれの運動場も、復旧にあたりましては、関係団体との連携を図り、本年4月から皆様にご利用いただけるよう工事を完了させたところであります。

ただいま申し上げましたように、当町におきましても様々な被害がございましたが、多くの町民の皆様をはじめ、復旧作業にあられた事業所の皆さんなどの懸命なご努力により、現在は、農業施設等の復旧工事を除いて完了しております。

続きまして、口の「千曲川の河川整備について、県・国との連携は」についてお答えします。

千曲川は当町の中央部を流れ、生活の営みや、心の安らぎのためにも必要な河川でございますが、一たび大雨が降ると増水し、危険な場所に変貌いたします。

昨年の台風19号による大量の降雨で千曲川の水量も増加し、ふだん、私たちが親しみを持って接している姿から大きく変わってしまいました。

その台風19号による、当町の千曲川の堤防などの被害の状況であります。鼠橋上流及び下流の右岸堤防の損傷、また、大望橋左岸の低水護岸に被災がございました。

それぞれの被災箇所は、千曲川河川事務所により応急工事は全て完了しており、鼠橋下流の右岸堤防、金井地区では堤防本体が被災したことから、河川護岸工事を本年2月に着工し、本年5月末までに応急復旧工事が完了したとのことでございます。

また、鼠橋上流の鼠地区、大望橋周辺の月見地区などは、秋以降の渇水期に復旧工事を予定し、現在調整中とお聞きしております。

台風19号による災害復旧工事及び河川改修に対しましては、できる限り早期に工事完了となるよう関係機関に働きかけを行ってまいります。

また、毎年7月には、千曲川の防災・減災のために、当町を含めた6市2町で構成された「千曲川改修期成同盟会」において、国土交通省をはじめ、財務省などへの要望活動を実施しているところでございます。

要望活動では、増水時に千曲川が浸水、氾濫しないよう、既存の堤防を強化し、私たちが安心・安全な生活を送ることができるよう、治水整備に対する要望を行ってきたところでございます。

また、「千曲川改修期成同盟会」が主催する、治水事業整備促進のための意見交換会が、例年11月に開催され、千曲川河川事務所管内の市町村が一堂に会し、河川事務所や県建設部などと

意見交換を行っております。

この意見交換において、河川事務所の整備事業として、大望橋下流の樹木の伐採や、鼠橋下流での河道掘削を行うなど、河川内の整備を行う事業を実施していただくとのお話がございました。

今後は、「千曲川改修期成同盟会」等での要望活動に加えて、千曲川河川事務所への要望活動も実施できるよう調整を図るなど、国、県の関係機関と連携をさらに強化し、防災・減災事業の推進、安心・安全な生活環境が確保できるよう治水事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

10番（朝倉君） ただいま、町長からる説明をいただきました。大変、19号で受けた被害が大きいわけでございますので、今後もぜひ、県、国と連携しながら前向きな対策をお願いしたいと思っております。

特に、台風19号の復旧にあたりましては、近隣市町村に比べまして、非常に復旧工事が坂城町は、おかげさまで早かった、町長を先頭に職員の皆さんの努力が実って、早急な回復、復旧工事ができたということに対して、この場をお借りして心から感謝を申し上げたいと思っております。

特に、私、3月議会で上五明地区の上河原、下河原地区の遊休農地化というのが、災害復旧によって増えるんじゃないかという心配を、危惧していたわけでございますが、本当に早い復旧をしていただいて、夏野菜も皆さん一生懸命植えて、青々と成長している姿を拝見して本当に私、農業委員という立場からもうれしく思っております。ぜひ、このようなことが再度起きたときには、また、町長を先頭に職員の皆さんの協力の中で対応できるように、この経験をぜひ生かしていただきたいと、こんなことをお願いして次の質問に移ります。

2点目の質問は、新型コロナ禍に対する財政運営と各種事業の計画について伺いたいと思っております。

まず、財政計画でございますが、経済活動が、感染防止のために、日本をはじめ世界規模で自粛を求められ、そのために失われた損失は計り知れない規模となっております。そんな状況でございますので、町の経営においても当然ながら、その影響は受けなければならないということを私は危惧するものでございます。そのような考え方から、当町においても、このような経済的な損失の大きい中で、町の経営をしていく中で、今までのサービスを低下させることは当然できません。しかし、減収予測をされる財政運営をしながら、何とかこの危機を乗り切ることが重要ではないかというふうに考えておるところでございます。そのような中で、こんな非常時に用意しているのが財政調整基金であるというふうに理解をしております。おおよそ、その額は20億前後と理解をしておりますが、新型コロナ対策として正常な経済運営に戻るまで、どのような考え方で財政運営をされていくか、リーマン・ショック時の経験等を踏まえながら、ぜひ考え方について伺いたいということ、イでございます。

ロといたしましては、新型コロナ禍に伴う財政の厳しさは、今後、町の行政運営としても避けて

通ることにはできないと考えております。

来年度からは、長期10か年の長期総合計画が開始される年でもありますし、また、継続して実施する重点計画や、さらには公共施設等管理計画の推進等、執行しなければならない課題は山積をしておると理解しております。

この新型コロナ禍による影響で、私は心配しているのは、当初、どうしてもやらなければいけないという事業はあるわけでございますが、そういった計画が変更を余儀なくされるのか、あるいはまた、多少の調整がかかるんだけれども実施できるのか、その点について、町の考え方、運営についてお伺いをしたいと思います。

ハといたしまして、新型コロナ禍の第1波は、特に私どもの長野保健所管内では、幸い感染者の発生を見ない状態で終わったというふうに思います。これも住民の皆様のご協力のたまものと敬意を表するものでございます。しかし、今後、第2波、第3波が来ることを想定し、その対策を今から準備することが重要だというふうに考えます。

一方で、経済を以前のレベルに戻すことも極めて重要であります。ここ10余年、経済の再生に国を挙げて努力をし、新卒の学生たちが自分の希望する進路あるいは職業の選択を従来と大幅に改善を見て、自分たちの希望どおりの就職ができた、あるいは一般の人も求人倍率が今まで以上に改善し、社会的には非常にうれしい状況であったと思いますけれども、このコロナ禍によって、誠に残念であります。全てご破算となってしまいました。このような社会情勢の中で、地域間の移動自粛や休業等により、町から都会で生活している学生たちはアルバイトができなくなったり、自宅に戻りたくても戻れなくなったり、そのようなことから経済的にも精神的にも大変な環境変化に苦慮されております。この対策として町長から新型コロナウイルス対策として、学生の親元に学生にも届けられるようにメッセージの届けを提言いたしました。このような経済情勢が当面継続するとしたら、マスコミでも報道されているように、残念ながら今在籍している子ども達が退学を決意しなければならない状況に遭遇している方が多くいると報道されており、それに対する何らかの救済対策が極めて重要と考えるところでございます。

また、経済の減速は大変厳しい実態にあり、今日の新聞報道によりますと、世界恐慌やリーマン・ショック以上の経済的な損失が、今回の新型コロナ禍による発生であったというふうなコメントをしている学者もおります。

そんなことで、新型コロナ発生前に戻すことが喫緊の課題ではあるというふうに考えております。当町においても、一日も早い経済の回復を望むものであります。

地域経済の早急な回復には、消費拡大が鍵になると考えます。町として状況を鑑み、関係機関と連携を図りながら、新しく規模の大きい規格のイベントの開催を期待しているところでありますが、そのような考え方があるかどうか伺いたいと思います。

総務課長（柳澤君） 「2、新型コロナ禍に対する財政運営と各種事業計画について」の、

「(イ) 現時点での新型コロナウイルス拡散に伴う財政運営の考えは」のご質問についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が解除され、今後は、手や指の消毒、マスクの着用、発熱等の症状がある方は外出を避けるなど、新しい生活様式に沿った行動を取りつつ、イベント開催や外出自粛等については、段階的緩和が国や県から示され、緩やかではありますが、日常生活を取り戻す道筋が見えてきたところでございます。

一方で、これまで、人が多く集まる施設への休業要請や学校休業、外出自粛等により、経済、観光、教育、文化など、様々な面に重大な影響を及ぼしています。

町におきましては、こうした事態に対処し、町民の生活を迅速に支援するため、4月15日に4,165万円、30日に15億3,500万円、5月21日に8,088万円の補正予算を組み、急を要することから専決処分として、本議会初日にご報告させていただいたところでございます。

補正内容の概略を申し上げますと、「中小企業融資制度資金の拡充」及び収入が減少した小規模事業者への支援を目的とした「小規模事業者持続化支援金の支給」、テイクアウト等「新たなサービスを開始するための経費の補助」など、事業者への支援として1億940万円、また、18歳未満の子ども全員への図書カードの配布やひとり親世帯への商品券の配布、奨学金及び就学援助費の上乗せ給付など、子育て世帯や子ども達への支援として1,648万円、小中学校体育館等へのWi-Fi環境整備やパソコン購入費用など、小中学校の臨時休業による学習支援として370万円、地域や小中学校、保育園、災害時の避難所での感染予防のための衛生用品の購入費として565万円でございます。

また、国民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金給付事業15億310万円、児童手当の上乗せ給付である子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,920万円を合わせまして、これまでの補正額の総額は16億5,753万円となります。

既に18歳未満の子ども達への図書カード配布は終了し、申請が必要なものについては、受付を開始しており、特別定額給付金については、滝沢議員の答弁でも申し上げましたが、約8億円の支給を決定し、支給したところでございます。

今後も引き続き、町民や事業所の皆さんを支援するため、迅速な事務執行に努めてまいりたいと思います。

これからの経済の見通しについては、財務省長野財務事務所が四半期ごとに公表している県内経済情勢によると、1月は「緩やかに回復している」としたものが、4月は「県内経済は、経済活動が抑制される中、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にある」とされ、先行きについては、「極めて厳しい状況が続く見込みであり、さらなる下振れリスクにも十分注意する必要がある」としております。

また、町内の主な製造業20社の経営状況調査では、今後の生産量見込みは大きく減少し、大変厳しい局面に向かうことが伺われます。

製造業を中心とした産業が盛んであります当町は、町税の中でも法人町民税の占める割合が高く、町財政は経済情勢や景気の動向の影響を受けやすいという特性があることから、昨今の情勢を踏まえすと、今後の財政運営が大変憂慮されるところでございます。

経済危機については、過去において、平成20年秋に米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的金融危機、いわゆる「リーマン・ショック」がございました。

株価の大幅変動、円高等の影響により景気が後退し、当町においては、町内製造業等の経営環境の急速な悪化により、平成19年度決算額が約7億6千万円だった法人町民税は、20年度は19年度と比較してマイナス40%の約4億6千万円、21年度は20年度と比較してさらにマイナス63%の約1億7千万まで減少いたしました。

また、法人町民税は、それぞれの事業所決算月により納付時期が異なり、1年の中間に前年の税額の半分を納付し、決算後税金を確定したところで不足があれば納付、過納であれば町から還付をしているところですが、通常、単年度の歳出予算からの還付としては、例年500万円から1千万円程度の決算であるところ、平成21年度は1億円を超える還付となりました。

この当時は、国の経済対策として、生活支援策では、1人1万2千円、65歳以上と18歳以下は2万円を支給する定額給付金事業や、経済危機への対応としての公共投資臨時交付金、経済危機臨時交付金等の制度があり、町においては、交付金を活用した公共事業の積極的な実施などにより地域経済の活性化を図り、また不足する財源については、財政調整基金の取り崩し等により対応したところでございます。

なお、町税の減収分は、地方交付税にて増額算定されて交付はなされてまいりますが、その年度には反映されず、当該年度の翌年度以降の複数年で交付され、時間差が生じてまいりますので、その間は、財政調整基金などを活用していく運用となります。

財政調整基金は、町財政の健全な運営を図ることを目的に、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合、または災害等により生じた経費、災害による減収を埋めるための経費等として決算剰余金等を積み立てているもので、令和元年度は、最終補正において全額繰り戻したところですが、今年度は、当初予算及び新型コロナウイルス対策として実施した3号までの補正により約4億円を繰り入れ、残高は20億円程度となっております。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、国・県においても様々な経済対策を打ち出しており、一刻も早い景気回復、事業所等の経営環境の好転を望むところではありますが、リーマン・ショック時とは違い、人の外出や移動も自粛するといったウイルスとの戦いによる影響ですので、これからの経済情勢については不透明であり、今後、しばらくの間、町の税収見通しとしては、相当厳しいものとなることが予想されます。

町の財政運営につきましては、これまで以上に、事業の必要性、費用対効果、後年度負担等を精査しながら、国・県等の補助金や地方債の活用と併せ、特定目的基金や財政調整基金の繰り入れなどにより、持続可能な町の財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、新型コロナ禍における計画策定等についてのご質問にお答えいたします。

町の長期総合計画は、10か年の長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示した町政運営の基本となる最上位計画でございます。

また、町の施策の実施、各分野におけるそれぞれの計画の策定にあたりましては、この長期総合計画との整合を図ることといたしております。

令和3年度から始まる第6次長期総合計画につきましては、昨年度から策定作業に着手しておりますが、令和元年度におきましては、長野大学の参画をいただく中で、現行の第5次長期総合計画の事業検証作業や総合計画審議会に対する基本構想及び基本計画の諮問を行うとともに、年度末には町民アンケートを実施いたしました。

今年度は、その結果を反映させる中で引き続き長野大学のご参画をいただき基本構想・基本計画の素案を策定し、総合計画審議会にお示しするとともに、説明会やホームページ等、住民の皆さんのご意見をいただく機会を設け、最終的な計画案として総合計画審議会でご答申をいただく中で、議会の議決を経て公表してまいりたいと考えているところでございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症による経済や町財政・町民生活などへの今後の影響につきましては、大変見通しが立てにくく、将来予測も大変難しい状況というふうになっております。

終息の見通しが立たない中で長期的な計画に不透明な状況を反映させることは大変困難でありますことから、現状におきましては、最新の国の動向や社会情勢の変化等を見ながらも、長期的な視野に立って、町の目指す姿や各分野の取り組み方向などについて位置づけてまいりたいと考えているところでございます。

坂城町の総合計画は、10か年を展望した町の将来像と、それを達成するために必要な施策の大綱をもって構成する「基本構想」及びこれを具体化するための計画で、社会情勢などの変化に対応するため、5か年を目途に見直しを行う「基本計画」、さらに、基本計画を計画的に推進するため、3か年の具体的施策の計画を毎年度見直ししながら策定する「実施計画」から構成され、施策の推進をしていくものでございます。

従いまして、具体的な事業の規模や時期等につきましては、時々々の社会情勢や町の財政状況等を勘案する中で、毎年度ローリング方式により策定しております実施計画の中で精査を行い、さらには、長期総合計画の折り返しとなる令和7年度を目途に社会情勢などの変化と合わせて基本計画の見直しを図るなど、対応を行いながら的確に計画を推進してまいりたいと考えているところで

あります。

また、各分野における個別の計画につきましても、長期総合計画と同様に今後の状況変化等に注意しながら、年度末に向けて策定作業を進めていくこととなりますが、計画策定後、国の動向や社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合などにつきましては、適切に対応を行う中で計画の推進を図るという形になるものと考えております。

商工農林課長（竹内君） 「ハの町の経済活性化に対し新たな事業の計画は」についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済は甚大な影響を受けており、今後の状況につきましても見通しが利かない中ではございますが、緊急事態宣言が解除され、経済活動も少しずつ動き出しているところでございます。

しかし、新型コロナウイルスが根絶したわけではないため、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできないということを前提に、「新しい生活様式」を導入しながら、地域の活性化についても取り組んでいく必要があると考えております。

落ち込んだ地域経済の回復には、地域住民や事業所の皆様との連携と協力が欠かせないものと考えておりますが、町といたしましては、地域の皆様とともに様々なイベントなどを開催することを通じて、消費を喚起し、活力にあふれた地域づくりにつなげることができればと考えております。

イベントの実施につきましては、新型コロナウイルスが収束した後、「ねずみ大根祭り」や「ぶどう祭り」、「お花市」などを通じて、地場産の農産物等の販売を促し、坂城駅前などで開催する「ふーど市」では、町内飲食店や小売店を盛り上げていきたいと考えております。

また、製造業においては、「モノづくり展」や各種展示会等を通じて、町内製造業の技術力をPRし、販路拡大や人材確保も併せた就職支援につなげられればと考えております。

また、インターネットを活用した企業説明会などにも取り組んでいければというふうに考えております。

この他の既存イベントについても、内容をさらに充実させるなど、経済活動の回復につなげてまいりたいと考えております。

また、今後の経済状況や地域の皆様のニーズなどを見極めて、地域経済の活性化と復興を目的とした新たなイベントなどの開催についても、関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） ただいま、コロナ禍に対する財政運営、消費拡大の企画についてお伺いしたわけですが、いずれにしてもこのコロナ禍で進めていく町の経営というのは、極めて厳しいということを私ども理解していかなければいけないということですが、一方で、やっぱり町民に夢を与える活動を私どもしていかなければいけないということも事実だと思いま

す。特に、来年度、10か年長期総合計画が開始される年でもありますので、その計画が余り縮小して夢を語れないということも、どうも、町民の皆さんも理解できないことではないかというふうに思います。

特に、withコロナという時代をしばらくやっていかなきゃいけないんですけども、その中で、経済と、このwithコロナを克服するということは、本当に神業でないとできない、先行きが分からない状況であろうかと思っておりますけれども、やっぱりこれも、過去、人類が100年ぐらいの間に大きな疫病に対する克服をした経験や知見を理解しながら、私ども、この難局を乗り越らなきゃいけないということは事実であろうと思っております。そんなことから、ぜひ、企画される担当課長さんにおきまして、余り委縮するんじゃなくて状況をよく理解しながら、大胆にひとつ計画作成、展開をお願いしたいと、そしてまた、財政を担当する皆さんについても本当に厳しい時代になるかと思っておりますが、ぜひ、知恵を出して、町民全体で乗り切れる、そんな力もつけていかなければいけないと思っておりますので、ご努力をよろしくひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、誠に私どもも消費拡大ということで些少のことなんですけれども、職員の皆様が週2回、地域の飲食店の皆さんの昼食をテイクアウトされているというお話を聞いて、私ども議会も協力しようということで、この一般質問の3日間、町内の飲食店からテイクアウトをして協力しようというようなこともやっております。一つ一つ、小さな努力も大きな結果に結びつくということでございますので、町を挙げて、町長を先頭に、ぜひいい形でこの危機の財政運営の中でも、夢の持てる坂城町、ぜひ作っていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時44分～再開 午前 9時54分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

はじめに、1の災害時避難について。

イ、避難勧告（指示）等対象地域についてです。

1、昨年の19号台風の経験を踏まえて、避難勧告（指示）等の対象地域の限定のお考えは。19号台風災害の後、定例会で同僚議員からの質問に対し、整備された同報系及び移動系防災行政無線の利用と、各自主防災会とのさらなる連携を検討していく等の回答がありましたが、また台風の季節にもなりますので、その点についてお聞きします。

続いて、ロの避難所について。

1として公的資源は限られていますが、新型コロナ感染症対策の面からも、避難先の選択肢を増やすことについてどう考えるか。

人によっては、今ある避難所に避難しづらい場合もあります。例えば、高齢者など、頻尿によるトイレの心配で避難をちゅうちょしたという方も多く聞きます。このような場合はどのような避難の仕方があるのか、対策として、避難所を増やすなど、町の考えと同時に避難者ができる避難所選択についても考えをお聞きします。

2として、避難所運営の体制についてどう考えるか。

昨年の19号台風での避難所の対応はどうだったか。私は、聞いた限りでは19号台風では、役場職員で対応ができたようですが、避難期間が長期になったり、災害の規模が大きくなった場合などの避難所の運営体制についてはどうでしょうか。お聞きします。

3として、新型コロナ感染症への対策は。

これからは新型コロナとともに生きていくことになってしまいます。新型コロナ感染が怖くて避難所が利用できないということのないように、避難所の対策についてお聞きします。

以上、1、災害時避難についての質問です。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんからご質問いただきました「1の災害時避難について」、全般的な考え方と（ロ）の避難所についてのうち、「新型コロナウイルス感染症への対策は」についてお答え申し上げます。

今、お話ありましたが、昨年10月の令和元年東日本台風19号では、全国で甚大な被害が生じ、当町におきましても千曲川が増水し、橋梁や公共施設等への被害、あるいは堆積土砂による農地災害、風害による果樹や農業施設、家屋などにも大きな被害をもたらしました。

台風の当日は、対策本部を設置して、気象警報や降雨量、千曲川水位などの情報共有とその対策を協議し、避難勧告の発令、避難所設置とその運営、増水河川の現場確認や指示などを行うとともに、速やかに避難情報の伝達を行ったところでございます。

台風後は、町の公共施設の復旧と農業被害への罹災証明の発行などの対応を進め、現地の災害復旧作業はほぼ完了し、農業施設・農業機械などの補助金交付を現在進めるところであります。

この復旧作業と同時進行で、昨年の経験を踏まえまして、今後発生する災害時に対応するための災害対策本部の設置、避難勧告発令、避難所開設のタイミング、避難所運営、自主防災会との連携などの対策についても検証を進めてまいりました。

その中で、「新型コロナウイルス感染症への対策」についても併せて検討する必要性が生じたので、これを新たな課題として捉え、感染症対策も含めて一体的な災害対策を検討してきたところであります。

感染症も考慮しました「避難行動」につきましても、これまでの避難所への避難といった考え方から、「安全な場所へ難を逃れる」という意識を啓発し、知人や親せきのお宅あるいは自宅の

安全な場所への移動など、日頃から複数の避難場所を想定し、状況に応じて最善の選択をしていただくことが大切と考えております。

また、各避難所に多くの皆さんが避難した場合は、密閉、密集、密接などのいわゆる「3密」状態になりやすいことから、いかにして避難所内で感染拡大の防止を行うかが課題であります。

この「3密」防止のため、避難所内では一定の間隔を取りながら避難所を受け入れるということになりますが、収容人員の減少が懸念されるため、未指定の避難所の洗い出しをするとともに、中核避難所のうち「小・中学校」におきましては、避難者の状況によりまして、各教室まで避難場所を拡大することとし、さらに、文化センターを加えた5つの中核避難所におきましては、駐車場やグラウンドなどを車中避難場所とすることで、避難の選択肢を拡大し、減少分を補って避難スペースの確保を図ることとしております。

この車中避難所は、おおむね、約千台ぐらいのスペースを確保しようと考えております。1台に仮にお二人避難されるとして約2千人分をこちらでカバーしようという考えであります。

また、5月18日には、町と町内企業で「災害時における物資供給の協力に関する協定」を締結し、災害が発生した際には、避難所等で使用できる間仕切りと段ボールベッドを供給していただく体制を整えたところであります。

併せて、避難所には大勢が集まることが想定されますので、地方創生臨時交付金を活用して、プライバシーを守ることができ、感染防止対策も考慮した高さのある間仕切りや、避難時の疲労も軽減できるベッドについても、事前に一定量の備蓄を行うこととし、災害時の安心・安全の向上に努めていきたいと考えております。

また、避難所内での衛生用品としてマスクや手指の消毒液等も備蓄することといたしました。

現在、新型コロナウイルス感染防止対策も含め、課題に対する具体的な対応策を原案としてまとめた段階で、今後、職員が各自主防災会に出向き、取りまとめた対応策をご説明させていただいて、意見交換をしたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、直ちに全地域での説明は難しい状況から、まずは「3密」を回避して、町内幾つかの地域ごと、地域防災会会長さんに集まっておきまして説明を行う予定としております。

昨年の台風19号での課題対応策に新型コロナウイルス感染症対策を加える中で、万が一の災害時に備えた準備を進める所存であります。

総務課長（柳澤君） イ、避難勧告（指示）等対象地域についてお答えいたします。

昨年の台風19号における町の対応に関して検証を行い、様々な課題を精査する中で、マニュアル化できるものはマニュアル化して、今後の対応指針としておくために、理事者と各課長による「災害検証委員会」を開催し、対応について取りまとめを行ってきたところでございます。

ご質問の「避難勧告（指示）等の対象地域の限定の考えは」ということでございますが、台風19号の際は、千曲川の水位が上がり、氾濫の危険性が高まったことや土砂災害警戒情報の発令

があったことから、町内全域に避難勧告を発令しましたが、千曲川周辺の地域の皆さんに対しては現実的なこととして伝えられ避難を促せたと考える一方、それ以外の地域の皆さんに対しては逆に混乱を招いてしまった面もあろうかと考えるところでございます。

こうしたことから、課題の一つとして、「避難情報の発令の在り方や伝え方、各地域の自主防災会との連携」といったことが挙げられました。

災害時の情報伝達として、避難勧告等は災害の危険を知らせ、行動に移してもらふ発令でありますので、できるだけ分かりやすく、短い言葉で伝えることが重要であることから、河川の氾濫による洪水や土砂災害発生の危険性が地域によって状況が異なる場合に、状況に応じて危険な地域を発令内容に加え、情報を伝えていく方針であります。

危険な地域の特定と申しましても、千曲川が増水した場合は、浸水想定区域全体の広いものとして発令することを想定しておりますので、ハザードマップを理解し、それぞれのお住いの地域がどういった場所で、どういった災害の危険性があるのかといったことをあらかじめ知っておいていただくことが必要であると考えているところであります。

併せて、防災行政無線の地区別放送を使うことが有効であると考えているところであり、各自主防災会が町の避難勧告等を受けて、当該自主防災会に危険地域がある場合は避難を促すなどの方法を原案としてまとめたところでございます。

この場合は、各地域の自主防災会において、放送を流していただく必要がありますので、そうした役割を担っていただくよう、今後お願いしてまいりたいと考えております。

また、無線の使い方やどう伝えるかなど、日頃から扱い、慣れていただくことも大切であると考えているところであり、防災訓練などの機会にも、災害の実践につながるようお願いしてまいりたいと考えております。

こうした対応を行っていくには、自主防災会との情報共有と連携が必要なことから、職員が各地域に出向き、ハザードマップや避難情報の意味、あるいは災害時の「難を逃れる」避難行動を説明し、ご理解をいただくとともに、災害時の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

住民環境課長（関君） ロ、避難所についてのうち、まず、「公的資源は限られているが、新型コロナウイルス対策の面からも、避難先の選択肢を増やすことについてどう考えるか」についてお答えさせていただきます。

町の指定避難所などは、地域防災計画において、応急避難所32か所、中核避難所10か所を指定しており、昨年の台風19号の際は、町内3小学校の体育館と文化センター、老人福祉センターを避難所として開設したところでございます。

万が一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れがある中で災害が起これば、各避難所への多く皆さんが一斉に避難した場合は、いわゆる「3密」を防ぐことが難しく、いかに避難所内で感染拡大を防ぐか、これが課題の一つとなったところでございます。

今回、災害時の感染症対策が加わりましたが、その前提として「避難の在り方」の意義を正しく理解していただくことが重要であり、まず第1には、「自らの命は自らが守る」、そういった意識を持っていただき、「避難」とは「難」を「避ける」ことであり、避難先の選択肢を平時から確認していただき、状況に応じた最善策の選択をしていただくことが重要であると考えております。

仮に、自宅等での安全が確保できる場合は、自宅のより安全な場所にとどまっておくこと、また、安全な親戚や知人宅に避難できるのであれば、そちらに避難して安心して留まっておくなどが考えられます。

特に、先ほどご質問がありました高齢者にとっては、場合によってはトイレの心配もあると思いますが、兄弟やお子さんの自宅に避難することで、大勢の人が集まる公的避難所への避難をちゅうちょしてしまうと、そういった場合の対応策にもなり得ることかなと考えております。密集を防ぐことで結果的に感染拡大防止にもつながると考えているところでございます。

一方、町としましては、「3密」を防ぐために、より多くの避難者を収容することができるスペースを確保する必要がありまして、公的な施設を洗い出す中で、指定されていない施設のうち、避難者を収容できる施設を再検討したところであり、例えば「テクノセンター」ですとか「びんぐし湯さん館」、「すば一くさかき」といった施設も候補として挙げたところでございます。

また、先ほど町長から答弁もありましたが、中核避難所のうち「小・中学校」に関しましては、避難者の状況により各教室も避難場所として拡大しまして、また、文化センターを加えた5つの中核避難所で、駐車場やグラウンドなどにおいて約千台分のスペースを車中避難所とすることで、感染の対策にしたいと考えておるところでございます。

町民の皆さんに「避難の在り方」を正しくご理解いただくために、町としましては、今後、周知、啓発を進めてまいりたいと考えておりますし、限られた施設において、最大限避難できる体制を整えてまいりたいと考えております。

続いて、「新型コロナウイルス感染症への対策は」についてお答えさせていただきます。

町では、「3密」を防ぐために、先ほど、中核避難所である「小・中学校」の各教室まで避難場所を拡大する対策について申し上げましたが、専用スペースとして使用できる教室は、場合によっては、発熱やせきなどの症状がある方への配慮の観点からも有効であると考えております。

また、中核避難所で、駐車場やグラウンドなどを車中避難場所とする対策につきましては、車中避難をすることによって他の避難者と接触することが防げますので、感染予防にもつながると考えております。

一方で、車中避難の場合は、移動中の事故また被災、エコノミークラス症候群の注意が必要になってきますので、そういった注意喚起も行ってまいりたいと思っております。

また、避難所の備蓄品として段ボールベッドや間仕切りのほかに、避難者用としてマスク、避

難所の消毒液、手指消毒液など、衛生用品も対応してまいりたいと考えております。

なお、避難につきましては、時間に余裕を持った避難行動をすることで、移動中の被災を防ぐことができることから、情報の伝え方や意味について、今後ご説明させていただきますとともに、町の備蓄品にも限りがある中で、寝具、食料品や飲料水、持病薬、モバイルバッテリーなどのほか、マスク、ウェットティッシュなどの衛生用品も最低限必要となるものを各自でご持参いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

これらも含めて、災害に対する対応策に関しまして、各自主防災会へ出向き、講習会等を計画する要請を以前、区長会でお知らせしたところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の面から実施を延期している自主防災会もある状況でございます。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、「ハザードマップ」とか「避難行動の判定フロー」、また「避難情報のポイント」などを持参させていただきまして、「3密」にならない範囲で自主防災会長さんへの説明会を開催してまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、「（口）避難所について」のうち、「避難所運営の体制についてどう考えるか」のご質問にお答えをいたします。

町では、昨年10月の令和元年東日本台風において、町内3小学校体育館と文化センターの4か所及び福祉避難所としての役割を担う2次的な避難所として老人福祉センターの計5か所に避難所を開設したところでございます。

避難所の開設時には、老人福祉センターにつきましては、町の社会福祉協議会の職員で対応いただきましたが、3小学校及び文化センターにつきましては、町職員を5名ずつ配置し、各避難所での受付の準備、女性や乳幼児に配慮した授乳室や更衣室などを含め、避難所内の設定を行い、避難されてきた方の受入れを行ったところでございます。

避難所においては、避難されてきた方に避難者カードを記入していただき、職員がカードを取りまとめて、集計表の作成と避難者数の把握を行い、避難されてきた方に災害対策本部から受け入れた非常食や毛布といった物資の支給を行いました。避難されてきた方にも物資の配布などにご協力いただけたということで、大変助かったという話もお聞きしているところでございます。

また、小学校の体育館を避難所として使用した際は、ござやマットなど学校の備品、あるいは教室棟にある洋式トイレの使用など、各小学校の教頭先生にもご対応をいただいたところでございます。

令和元年東日本台風においては、幸い被災した職員もおらず、避難所の開設期間も短期間で済んだため、職員が交代しながら運営にあたったところですが、災害の状況によっては、職員も被災しないという保証はなく、また避難が長期化する場合には、災害復旧対応等により、職員の手が足りず、十分な対応が取れないといった状況も想定されるところでございます。

こうしたことを踏まえますと、避難されてきた方にも避難所の運営の一端を担っていただくこ

とは重要なことと認識をしております。

避難所を開設した当初は大勢の方が一斉に避難所へ避難されるなど混乱が生じやすく、また、避難された方も不安な状態ですので、避難所開設準備から初動については町職員が中心に対応し、避難所がある程度落ち着き、さらに避難が長引くことが予想される場合などには、避難されてきた方による運営も視野に入れて考えていく必要があると考えております。

町の総合防災訓練では、各種想定訓練の中で避難所運営訓練を実施しているところですが、ここでも訓練参加者を避難者役と避難所運営役に分け、運営側として避難者カードを集計する訓練を行ったり、また全員で段ボール製の間仕切り、あるいは段ボールベッドの設置といった訓練も実施しております。

こうした際にも、実際の災害時に避難所運営を担っていただくこともあるということ、これまで以上に啓発するとともに、町としましても、どういう形で運営を担っていただけるか、今後、研究を重ねてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 細かいお答えありがとうございました。

教室利用や車中泊、車中避難というものは、大変、効果、期待できると思います。これについても、東北の震災等で、既に多くの方、やられていますので、経験のある地域に学んで、さらによい策ができるように期待しております。

ただし、エコノミー対策について、先ほどお話いただきましたので、これは周知いただければいいですが、車中避難については、車の燃料についての心配があるわけです。その場合に、もちろん満タンにしてきていただければ、ある程度はもつんですが、その満タンにするということはあらかじめ個人でできます。ただし、心配があるんで、携帯タンクなんかは持ってくる、火災とか次の危険がありますので、そういったところの対応もガソリンスタンド等と協定いただいて運んでいただけるような考え方もありなんじゃないかということだと思うわけですが、その点について一つ伺いたいと思います。

以上、2回目の質問ということでお願いします。

住民環境課長（関君） 先ほどのガソリンの関係、燃料のことでご質問がございました。町内でいろんな協定を結ぶ中で、石油ですとかそういったものの協定を結んでいます。そういった中に、例えば、車中避難、今まで協定を組んだときは、車中避難を想定した段階以前の協定になっておりましたが、そういったこともできるかご相談させていただきたいと思っております。

8番（玉川君） 承知しました。

これ、要望になりますけれども、町内の皆さんに対して、自分の住んでいる場所はどんな危険があるかっていうのは、ハザードマップとかで、今までの経験も含めまして周知もできるんですけども、地元の方でない、外から来られた方については、ここがどういう危険があるのかということが分かりにくいと思います。ほかの自治体では、これは以前の定例会でも質問出たかとは

思いますけれども、ほかの自治体では見やすいところに、ここはこんな危険があるというような表示もあったり、避難所の案内も丁寧にされているというような話もありましたので、ぜひ、こういうことも考えていただきたいと、要望させていただきます。

いずれにしても。次の災害、起こる可能性、そんな時期に差し迫っていますので、自主防災会との連携をさらに強めて安全な町にしていっていただきたいと思います。

続きまして、2の障害福祉計画等についてです。

イ、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画については2つ。障がい者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会を実現するための第5期障害福祉計画と障害児通所支援などのサービス提供体制を計画的に確保するための第1期障害児福祉計画が本年、令和2年度で計画期間終了となります。両計画の策定にあたり、国から示された基本方針に掲げられた成果目標の内容と目標の達成状況について、1、第5期障害福祉計画の成果目標の達成状況は、2、第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況はとして2つお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 「2、障害福祉計画等について」、それぞれの計画の計画目標と達成状況ということでご質問がございました。項目が大変多岐にわたりますけれども、順次お答えをいたします。

最初に、「第5次障害福祉計画」でございますが、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、3年を1期として全ての都道府県及び市区町村で策定されます。策定にあたりましては、障害福祉サービス等の提供体制確保のための基本的理念あるいは目標設定の考え方を定めた国の基本的指針に即し、県の目標値との調整も図りながら策定をし、本年度は平成30年度を初年度とする「第5期計画」の最終年度ということでございます。

第5期計画の成果目標につきましては、「施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行促進」としているところで、これまでの達成状況につきましては、まだ計画期間中ということでございますので、途中経過としてお答えをいたします。

まず施設入所者の地域生活への移行でございます。

計画期間中に3名の移行を目標としてございますが、実績といたしましては30年度、また令和元年度はいずれもございませんでした。本年度の見込みとしても大変厳しい状況と考えております。地域生活への移行につきましては、平成18年度の第1期計画から目標項目として設定されており、町においては、これまで13名の方が地域生活に移行し、現状は移行が困難な方が多いという状況ではございますけれども、自立に向けた生活訓練あるいは移行後の在宅サービスなどの情報をご本人、ご家族と共有し、引き続き移行につながるよう努めてまいります。また、併せて施設入所者数の削減という目標もございますが、期間中これは1名という目標値を設定してございます。これについては30年度が1名、令和元年度は2名の削減ということで、今年度に

については今のところ見込みはございませんけれども、現状では期間中の目標値に達しているというところでございます。

次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてでございます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしをすることができるように、医療、福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムであり、本年度末までに、県や千曲市との調整を行う中で、関係者による協議の場を設置することを目標としております。現在も千曲・坂城地域自立支援協議会の専門部会においても課題として取り上げ、県や千曲市との調整を行いながら設置に向けた取り組みを進めているという状況でございます。

次に、地域生活支援拠点等の整備についてでございます。

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化、あるいは「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、自立等の相談、緊急時の受入れ体制の確保、グループホームへの入居等の体験機会や場の提供、地域の体制づくりなど、地域における多角的な支援体制整備を行うものでございます。

当町におきましては、集約的な施設というものを設置するのではなく、千曲・坂城地域の既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する面的整備型として、令和元年7月に整備を行ったところでございます。

次に、福祉施設利用者からの一般就労への移行及び就労移行支援の利用者数についてでございます。

障がい者の安定した経済的基盤を確立し、地域で自立した生活を営むためには、一般就労への移行ということが大変重要です。実績といたしましては、30年度はいらっしゃいませんでしたが、令和元年度は2名、今年度は3名から4名を見込んでおり、成果目標である5名は達成できるものと考えているところでございます。

次に、就労移行支援事業の利用者数ですが、就労移行支援は、就労を希望する65歳未満の障がい者に対し、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識、能力の向上訓練、あるいは就労に関する相談・支援を行うというもので、利用実績としましては、30年度末が5名、元年度末8名、本年5月末の時点でも8名ということでございまして、成果目標である7名を上回る見込みとなっております。

また、就労定着支援事業など必要なサービスの提供により、1年後の職場への定着率、これを目標8割以上としておりますけれども、平成30年度に就労した方の元年度の定着率また元年度に就労した方の本年6月現在の職場定着率、これいずれも10割ということでございます。

続いて、「第1期障害児福祉計画」についてお答えをいたします。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、第5期障害福祉計画の国が示す基本的指

針に、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」が位置付けられたということでございます。こうしたことを受け、第5期障害福祉計画に合わせ、新たに第1期障害児福祉計画を策定し、本年度はその最終年度ということでございます。

第1期計画では、「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」、「主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」、この4項目を成果目標として定めており、このうち「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」、「主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」については、いずれも本年度末までに、千曲・坂城圏域において設置または構築としており、設定としては大変難しい目標でございますけれども、関係自治体あるいは関係機関と引き続き検討をしているというところでございます。

児童発達支援センターにつきましては、複数のサービスを一元的に提供するというところでございますので、体制整備などに大きな課題があり、これは全国的にも設置が進んでいないという状況でございます。次期計画においても国のほうでは、これを引き続きの目標設定項目としているというところでございます。

また、同じように保育所等訪問支援につきましても、こちらも30年度末現在で実施体制を確保している市町村というのは全国で4割程度ということでございます。こちらについても次期計画の基本指針の中で、継続した目標として示されているというところでございます。

また、主に心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましても、町内でも医療的ケアが必要な重症心身障がい児を受け入れることのできる放課後等デイサービス事業所はございますけれども、児童発達支援事業所の確保に至っていないというところでございます。こちらも全国的に進んでいないという国の調査結果も出ておまして、こちらについても次期計画の継続目標ということでございます。

今申し上げました3つの計画、これいずれも複数のサービスも同時にこなすといったような部分もございますけれども、それぞれ単体のサービスを見ていくと、今のところ当町においては、それぞれサービス提供できているというところでございます。

最後に、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」についてでございますけれども、こちらにつきましては、保健・医療・福祉の関連分野の連携調整を行うものとして、平成30年度末までに既存の会議等を活用して千曲・坂城圏域に設置することとしておりましたけれども、30年度に長野圏域障がい児等医療支援推進会議を活用して、協議の場を設置したというところでございます。

8番（玉川君） 再質問ですけど、第5期障害福祉計画の成果目標の施設入所者の地域生活への移行について、精神障がい者への理解のための地域での啓発活動、これへの取り組みはどのような

ものでしょうか。精神障がい者を受け入れる地域、住民の理解は大変重要であり、日常では福祉、医療に関わりの少ない、または無縁の方々でもこの計画の実行に関わってくることもあるということ、この啓発活動への取り組みについてお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 精神障がい者の理解のための地域での啓発活動の取り組みということでございます。

町では、毎年、明るく住みよい人権共生のまちづくりの実現を目指し、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会といった集会を開催しております。昨年については、障害への理解を深めるための講演と、その他にも、町内の障害者支援施設による授業の紹介なども行ったところでございます。また、障害の有無にかかわらず、町民同士が交流する場として町民運動会に合わせてレクリエーション、軽スポーツ交流ブースというものを開設しております。こういったことで障がい者への理解を深めるとともに、併せて障がい者の方の積極的な社会参加を促す取り組みということで実施しているところでございます。

また、千曲・坂城自立支援協議会でも、毎年、全体会というのを年2回開催しているんですけども、ここでもそのうち1回は、総会のようなものではなく、地域の方も自由に参加していただいて障がいのある方と交流をしたり、皆さんが通っている事業所でどんなことをしているかといったような、そんなことの説明もさせていただくなどして、こういった機会を捉えて様々な啓発をしているところというところでございます。

8番（玉川君） この成果目標というのが、国から示されて県のほうに下りて、そして町のほうへ来るといことなんですが、国の目標というのはあくまでも画一的であって、町としては、地元の現場そして利用者の声、これを大切に頑張っていたいただきたいと思います。

続きまして、3の婚活支援についてですが、この問題についても同僚議員さんが過去何度も質問されていますが、適齢期を迎えたお子さんを持つ親御さんの心配の声、町に対する期待の声を伺いましたので、町や町社会福祉協議会など、公的な結婚支援について、再度の確認と幾つか提案をさせていただきます。

1、現状と取り組みについてとして2つ、1、坂城町社会福祉協議会の結婚相談所の過去3年間の相談件数、相談所登録人数、長野県のハピネスナビ信州との連携と内容について併せて婚活パーティーその他の事業での成婚数は、2として、坂城町社会福祉協議会以外の婚活事業はどのようなものがあり、その活動内容と課題は。テクノハート坂城の若者交流会などの内容は、についてお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 「3、婚活支援について」、「(イ)現状と取組について」順次お答えをしてまいります。

最初に、町の社会福祉協議会の結婚相談所における過去3年間の結婚相談件数でございますけれども、29年度は52件、30年度は77件、元年度は266件ということでありましてけれど

も、元年度につきましては、これまで前年度まで加えていなかった婚活イベント等に関する相談などを計上するといったことで、集計方法を変えたことが要因とのことでございます。

次に、結婚相談所の登録人数について、いずれも年度末の状況でお答えいたします。29年度は男性12名、女性3名、合計15名、30年度は男性14名、女性4名、計18名、令和元年度、男性12名、女性6名で計18名ということでございます。

結婚相談所では、経験豊かなコーディネーターが、ご本人や親御さんからのご相談をお受けしたり、お見合いのコーディネートなどを行っており、29年度は10件、30年度は11件、令和元年度は14件のお見合いを調整したということでございます。

次に、ハピネスナビ信州との連携と内容でございますが、ハピネスナビ信州は、県の婚活支援センターが県内の婚活に対する情報を一元的に発信するポータルサイトでございます。出会いイベントの情報発信や婚活サポーターの紹介などを行っており、町社協の婚活イベントについても情報の発信を行っていただいているというところでございます。また、ハピネスナビ信州では、結婚を希望する方への支援をしていただける婚活サポーターの登録を行っており、現在、当町からも5名の方が登録されているというお話をお聞きしてございます。

このほか、県の将来世代応援県民会議及び長野商工会議所マリッジサポートセンターが事務局となり運営している、長野結婚支援ネットワークという組織では、県内の結婚支援を行っている市町村、社会福祉協議会、あるいは民間団体などがネットワークを構築することで広域的な出会いの機会をつくるなど、地域や職域を越えた結婚支援の取り組みを推進しているというところでございます。

一番大きなところでは長野結婚マッチングシステムというシステムの運用も行っているということで、このシステムについては当町においても町社協に補助金を交付し専用のタブレット端末等を整備し、30年7月より利用開始しているという状況でございます。

このシステムは、利用団体間において結婚を希望される方をデータベース化して検索、お見合いを行うことにより、広域的な出会いの機会を創出するものでございまして、登録者は専用端末を使って条件に合う相手を検索し、双方の相談員を通じて相手の意思確認を行った上でお見合いをするという仕組みになってございます。

このマッチングシステムについては令和元年12月末時点で、県全体として男性802名、女性280名の合計1,082名が登録されており、出会いの機会の創出に大きく寄与しているものと考えているところでございます。

当町におきましても、30年度は利用可能となった4月以降で41件、令和元年度は144件と利用が増加している状況でございます。

次に、結婚パーティーの実施状況でございます。29年度、30年度とも、千曲市社協、坂城町社協共同で3回、また町社協単独で1回、計4回の婚活パーティーを開催しているということ

で、29年度は男性が80名、女性が73名の、合計153名が参加され、27組のカップルが成立いたしました。30年度は男性77名、女性66名、計143名が参加され、20組のカップルが成立したということでございます。令和元年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で町社協の単独のイベントは中止となりましたけれども、千曲市社協と合同で2回開催したということで、男性50名、女性40名、計90名が参加され、18組のカップルが成立したということでございます。

このほかにも千曲市社協と合同でスキルアップセミナーといったような交流会なども開催をしているというところでございます。

続いて成婚数でございます。29年度はお見合いによる成婚が1組、過去の出会いイベントによる成婚が5組の、計6組、30年度は過去の出会いイベントによる成婚が5組、令和元年度はお見合いによる成婚が1組、それと、過去の出会いイベントによる成婚が2組の計3組という状況でございます。

次に、社協以外の婚活業といたしまして、町では昨年度から長野地域連携中枢都市圏の結婚支援事業に参加をいたしまして、婚活セミナーと移住婚活ツアーの開催など、圏域内の独身男性の出会いの機会の拡充を図っているというところでございます。

昨年9月に開催しました男性向けの事前セミナーにつきましては、参加者は圏域全体で14名、2月に開催した移住婚活ツアー、これは本当は10月に開催する予定だったのですが、台風の影響で時期をずらして縮小して開催をしたということでございますけれども、圏域内の男性13名、圏域外の女性8名、計21名が参加され、5組のカップルが成立したというところでございます。

さらに今年度は上田地域定住自立圏の結婚支援事業として婚活イベントを開催する予定となっており、こうした事業も活用して広域的な出会いの機会を創出してまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、「(イ)現状と取り組みについて」のうち、テクノハート坂城協同組合が主催する若者交流会の取り組みについてお答えをいたします。

若者交流会は、町の移住定住支援事業に係る委託事業として、テクノハート坂城協同組合で取り組んでいただいております。

この事業は、町内在住の方や、町内の事業所に勤めている方々の交流の場を提供することにより、出会いや交際のきっかけを提供し、結婚を契機として坂城町への移住定住を促すことを目的としております。

昨年度は12月21日に「社会人交流会 in 坂城町2019冬」と題して、当町出身のサクソフーン奏者などによるミニコンサートと、ゲーム形式による交流会が開催され、男性19名、女性13名の、合計32名の方にご参加をいただきました。

参加者からは「とても楽しく、機会があれば友人などを誘い再度参加したい」といった声や、

「交流会の開催に感謝する」といった好意的な意見が多く、参加された皆さんの交流が深められたものと思います。

今後も、テクノハート坂城協同組合と連携・協力して、参加者同士の交流が、交際・結婚につながり、さらには坂城町に定住していただけるよう、参加者の声を反映し、大勢の皆さんに参加いただけるよう、工夫してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 町社協、テクノハート坂城では既に多くの婚活支援されていることの説明をいただきました。

さらに多くの実が結びますように、3つの要望をさせていただきます。

女性登録者数の少なさとカップルになった後の成婚数、これが問題だとも思いますので、1つ目の要望としては、おせっかいさん、ハピネスナビ信州の婚活サポーターさん、町でも5名が活躍されているということですが、出会いを積極的に運んでくれるこの重要な役割を、坂城町と周辺地域を行き来するようなお仕事、例えば保険の外交員さんなどをお願いできないか検討してください。

日常的に広い地域で多くの皆さんと接し、情報も多く入ってくる方なら、町の婚活情報の発信と収集は適任だと考えます。かつては実際にご自身のお仕事も兼ねてご活躍されていたとも聞きました。

2つ目の要望です。町内の学校出身者が、町内飲食店等で行う同窓会への補助などを検討してください。

移住定住や商業振興政策の一つとして全国でも既に行われている事業です。坂城町に帰る機会を増やし、ふるさとのよさを忘れないように、そしてUターン、さらには未婚の同級生同士の出会いにもつながればと考えます。

3つ目の要望です。社協の結婚相談所の登録者が同時に民間事業者にも登録をしている場合、民間事業者の登録料または会費などへの補助を検討してください。

結婚を願う方は自治体や社協など公的な結婚相談所と並行して民間の結婚事業所にも相談をしていることも多いと聞きます。公的な相談所は登録料も無料だったり、安かったり、事業者への信頼性も高く、安心して登録できる。一方民間では、会費は高額ですが専門性による手厚いサービスや、登録数の多さから出会いの可能性が高いということです。

以上、3つ要望させていただきました。

自然災害が続く中、日々町民のために懸命に動いていただいている行政、医療関係の皆さんに感謝するとともに、影響を大きく受けている社会的に弱い立場の方々への支援がますます充実し、さらに、次世代の皆さんから明るい話題と未来が坂城町にもたらされることを願って、一般質問を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、3番山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、こちらの一般質問にて、国道18号バイパス、そして、町出身の学生に支援をということで大きく2つについて、町側にお尋ねいたします。

まず初めに、国道18号バイパス建設促進についてということです。

(イ) といたしまして、「進捗状況は」ということとなります。

国道18号バイパスですが、私が小さいころ、小学生のころですが、今もある県道160号線ですか、そちらに期成同盟会の看板を見て、日々、通学、そして、遊びに行っておりました。この看板を見るたび、いつバイパスが通るんだらうと、ずーっと思っていたところであります。

しかし、少しずつですが国道18号バイパスも延伸され、小網交差点まで開通しているわけではありますが、その先、坂城町区間になりますが、完成がいつになるかということ最近、特に地元、上五明区の皆さんはじめ、多くの方からお尋ねされることがあります。

これまで、国道18号バイパス建設促進については、その時その時において、議会の場においても質問がされております。また、直近では昨年の9月議会でも議論されたところでございます。

今議会、この6月議会新年度最初の議会、定例会でもありますので、昨年度、町としてどのような取り組みを行ってきたかをお伺いいたします。

また、坂城町区間の昨年度までの進捗状況、工事及び用地買収などについてもお伺いいたします。

(ロ) としまして、今後の取り組みについてもお伺いいたします。

これまで幾度となく、町として国に陳情されてきたということですが、今年になり新型コロナウイルス感染症の影響で、その陳情自体もなかなかできない、もしくは、困難な状況になっていると思っております。

しかし、この状況下においても、できることはないのか、できることがあるとすれば、どのようなことが考えられ、どのようなことをして、どのようなことがこれからできるのかということを考えていかなければならないのではないのでしょうか。

また、国に対しての陳情ができるような状況になった場合に備えて、その準備もあらかじめ、今からしておく必要があるのではないのでしょうか。

昨年は台風19号により、当町だけでなく近隣市町村においても甚大な被害に見舞われました。そして、今回の新型コロナウイルス感染症、このような状況ではございますが、国道18号バイパスの建設促進に向けての取り組みも一方で大事なことに変わりはありません。

そこで、今年度の整備計画はどのようになっているのか、また、今後どのような取り組みを行う予定があるのか、お考えをお伺いいたします。

最初の質問は、以上です。

建設課長（大井君） 国道18号バイパスの建設促進についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、（イ）「進捗状況は」についてお答えをいたします。

昨年度の町の取り組みといたしましては、昨年7月22日に、当町と千曲市・長野市・上田市で構成する「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」で長野国道事務所及び県土木部に要請活動を行いました。

要望の内容といたしましては、坂城更埴バイパスの早期完成のための予算確保や重要物流道路に指定しての重点整備の実施などの要望でございます。

また、本年1月28日には、「国道18号坂城更埴バイパス早期完成・坂城インター線延伸の早期事業着手及び千曲川改修工事業促進の要望活動」として、中央要望活動を実施し、国道18号バイパス坂城町区間の早期完成や坂城インター線の延伸の早期事業着手に加え、台風19号の被害を受けた千曲川の改修事業の促進の要望を行っております。

次に、昨年までの事業の進捗状況でございますが、坂城更埴バイパスは、長年にわたる国や県への要望活動の結果、上田坂城バイパスと県道力石バイパスを結ぶ坂城町区間3.8キロメートルが平成23年4月に国の直轄事業として事業化をされました。

平成26年度末からは用地測量の説明会を行い、その後、境界や物件調査の立会いを行い、平成27年度から本格的に用地測量が行われ、昨年度末現在の用地買収の進捗率は、約78%のことでございます。

また、平成30年度からは、網掛地籍において坂城町区間で初めてとなる、工事用道路の新設工事などが施工されております。

昨年度も、8月に地権者への用地測量の個別説明会や、9月には補償内容等の個別相談会を実施し、用地買収などを進めてきたところであり、事業全体の進捗率は約23%とお聞きをしております。

続きまして、（ロ）「今後の取り組み」につきまして、お答えをいたします。

今年度の整備計画といたしましては、国の坂城町区間の予算が6億7千万円とのことで、主な内訳は工事費が1億5千万円、測量設計費が1億700万円、用地費及び補償費が4億1,100万円で、今年度の工事箇所は、網掛地籍の工事用道路の整備を引き続き予定をしているとのことでございます。

次に、建設促進に向けての町の取り組みといたしましては、毎年、予算獲得に向けた要望活動を、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会で、長野国道事務所や県土木部、国土交通省・財務省などに行っております。

今年も長野国道事務所や県土木部への要望活動を8月18日に実施する方向で関係機関と調整を進めておりますが、国土交通省等への中央要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況などを考慮する中で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、本年度は、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会を7月に開催する方向で調整を行っております。国や県の担当者の方々と直接お話をすることで地域の要望等をお伝えし、事業推進に向けた機会にさせていただきたいと考えております。

このように各種要望活動などを行っておりますが、坂城町区間は、現時点においても供用開始の時期などについて示されておられません。

町といたしましては、事業の促進を図るため関係機関への働きかけを引き続き行い、議員の皆様をはじめ、地域や企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて国道バイパスの建設促進に努めてまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長よりお話を頂きました。答弁頂きました。

1月28日に、これは再質問になるのかと思うんですが、1月28日の日に要望活動を行ったということですが、この要望活動について、大分前の話にはなりますが、町長のブログを拝見された方から、「町長は東京へ出向き要望活動を行ったのね」ということをお聞きいたしました。そのお聞きした際には、私はそのブログの件は知りませんでしたので、後ほど、私も帰って町長のブログを見たところであります。

そのときに実は、その方から「山城さんは、そこに行っていなかったの」ということをお聞きしました。そのとき、思わず、もちろん、その要望活動には参加しておりませんでしたので「はい」とお答えをしました。

これについては、町長のブログにも書かれておりますように、町長また担当課長等、また、こちらにいます同僚議員の数名などが参加し、要望活動を行ったと聞いております。また拝見しております。

その町長のブログにも「議員有志」というふうに書かれておまして、私もそこには出席、参加しておりませんが、議員の一人として、その有志の皆さんがしっかりと要望をしていただいたということは感謝いたしますし、また、これは個人的な思いではありますが、できることならばそこに参加し、私もバイパスの建設予定地、上五明の議員の一人でありますので、そこに加わりたかったということが本音のところでございます。

ただ、これは過去のことでございますので、今後、要望というか、町長にそこをお聞きしたいんですが、町全体として建設促進に向けていっていただきたいと思っておりますし、町長としても町一丸となって、町議会としても一丸となって要望活動を行こうということを、ちょっと、しっかりと、答弁というか、意思表示をしていただけたら助かりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

町長（山村君） 先ほど、建設課長から話がありましたけれども、昨年度については、残念ながら台風の影響があったりしまして、坂城町としましての期成同盟会での要望活動というのは行えなかったわけですね。ところが、今年に入りまして1月の下旬ですね、千曲川建設事務所さん、それから国土事務所さんとから、「この日なら国土交通省それから関係機関に要望活動できるよ」という話がありましたので、それは、私はいつでも、一人でもいつでも行こうと思っていましたので、実行したということでもあります。

そのときに、たまたま別件で東京におられた議員の方も一緒に行こうかということで行きましたので、今後も何かチャンスがあれば、私一人でも行こうというふうに思っております。

また、先ほど申しあげましたように、8月頃ですかね、今度、町の期成同盟会ということで予定させていただいておりますので、期成同盟会、総会もちゃんとやらなきゃいけないので、それを実施したいというふうに思っておりますので。

以上であります。

3番（山城君） 今、町長から、これから一緒に取り組んでいくというお答えをいただいたということでもいいかと思えます。

やはり、後のほうで述べようと思ったんですけど、この場でちょっと言ったほうがいいんだと思いますので言わせていただきます。

やはり、ここは町一丸となって、しっかりと、町事業についてはしっかりと行う、その意志を、町長としても、私たち議会としても、そして、地域としても町としてもやっていく、その視点がまずは大事ではないかと思っております。

いささかちょっと厳しい言い方かもしれませんが、町民は見ています。町長のブログを見ています。それについて私が質問をされたとき、正直に答えるしかないんです。

そのときに、例えば、そのときの言いにくい部分あると思います。でも、その部分を私として議員という立場からも言うことはできません。なので、事実だけをお答えします。だからこそ誠実に、誠意を持って、しっかりと町の置かれた課題、議題、そういったものに町長と私も、私も議員になって1年たちましたので、しっかりと手を携えて議論して行っていきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

続いては、「町出身の学生に支援を」ということで質問させていただきます。

まず、（イ）としまして、「町特産品のプレゼントを」ということであります。

これは、先日の議員全員協議会の場において、同僚議員から、町出身で県外に住む学生に対して何らかの支援ができないかという提案がありました。ただ、しかし、この発言があったときは緊急事態宣言が発令中でして、地元から離れて暮らす学生の帰省が難しい状況にあったときでした。また、帰省が難しいだけでなく、アルバイトをしながら生活している学生にとっても生活に

大きな影響があったという報道がなされております。

その状況のときですから、学生にとっても、地元から特産品などが届くと、もしくは、そういう地元から特産品を送るという自治体が幾つかあったと報道でもされておりますが、それが届いたときはうれしかったことではないでしょうか。

こういうことをきっかけにして、地元出身地、故郷というものを思い出したり、また最近では、パソコンやスマートフォンなどを通じて帰省する、いわゆるオンライン帰省、もしくはオンライン会議というようなもので、実家にいる親や家族と連絡を取ったりした方もいたのではないのでしょうか。

現在は、緊急事態宣言は全国で解除となりましたが、長野県では6月18日までの間、北海道など、昨日調べたところ、ちょっと私も知らなかったのですが、埼玉、千葉、東京、神奈川そして福岡県という6都道府県の往来は慎重に、と呼びかけられています。

そういうことで、まだまだ容易に、この6都道府県も含めた他県との移動というのは、行き来が難しい、もしくはためらう状況にあるのが実情ではないのでしょうか。

緊急事態宣言が発令されている間、帰省が難しかった学生や新型コロナウイルスの影響を受けている学生への応援、また支援策として当町も町の特産品などを送る考えなどはないか伺いたします。

これについて、地元から心のこもったものが送られてくることは、先ほども言いましたが、申しましたが、送られた学生、子ども達にとっては、やはり気持ちとしてはうれしいのではないかと思います。こういう支援はこの先において、また、これから第2波、第3波が来るかもしれない、学者さんによっては必ず第2波が来ると言う方もいます。

そうしたことに備えて、また同じようなことが起きないというふうには断言できる方は、残念ながら、今、多分、日本にはいないのではないのでしょうか。そう考えたときに、今後の対応として、こういう支援がこの先において、卒業後、もしくは、いずれは坂城に戻りたい、戻ろうと思うきっかけにつながるかと思うのですが、こういった支援のお考えがあるかどうか伺いたします。

町長（山村君） おっしゃるとおり、何かいいことができればというふうに思っております。

今、山城さんから2番目の質問で町出身の学生に支援をということで、特産物のプレゼントということで、先日の全員協議会で中嶋さんからも話があって、派手にやれとお聞きしましたが、今、現状で子ども達、学生に対する支援の状況をちょっとお話し申し上げて、それから今のお話についてどう対応するかということをお話したいと思います。

今、お話ありましたように、全世界で猛威振っている新型コロナウイルス、3月下旬以降、ますますまだ感染者が増えてきたということでもあります。4月7日、政府の対策本部は、東京、大阪など7都府県に新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。

町におきましても、今までも、るる申し上げましたけれども、初めは任意の設置の対策本部を

作り、緊急事態宣言が出された後、法律に基づく坂城町の新型コロナウイルスに対する対策本部も作りました。

4月以降、16日の都道府県の緊急事態宣言の拡大に伴うゴールデンウィーク中の移動の自粛期間の延長ですとか、さらに、5月4日の移動自粛期間の5月末までの延長等により、特に、先ほどお話ありました県外で大学等に通う学生の皆さんには、長期に渡りふるさとへの帰省の自粛をお願いするということになりましたけれども、まず、この間、ご理解とご協力を頂いたことに深く感謝を申し上げたいと思っております。

そうした状況の中で、本格的なゴールデンウィークが始まる5月2日に、学生さんをはじめ町を離れて頑張っている皆様と、そのご家庭の皆様に対して、ホームページですとか防災行政無線を通じて、私からエールを込めたメッセージも発信させていただきました。

また、この間、町では、3回の補正予算を専決処分する中で、様々な分野への支援等、必要な対策を進めてまいりました。町独自の取り組みとしましては、町内事業所の経営活動と事業継続の支援に向けて資金繰りを支える融資制度を新設いたしました。

次のステップでは、国の子育て世帯への臨時特別給付金対象外の18歳未満のお子さんのおられる世帯への支援と、同じく18歳未満のお子さんのいるひとり親の世帯への支援、18歳未満の子ども達全員への図書カードの配付などを予算化いたしました。

加えて5月21日には、国の持続化給付金の対象とならない事業所への支援ですとか、飲食事業者へのテイクアウト・デリバリーなどの新しいサービス導入の支援ですとかスタンプラリーによる消費喚起を促す事業といった産業支援・経済活性化に向けた新たな取り組みのほか、経済的理由により修学が困難な児童・生徒に対し支給する就学援助費の追加支給や、高校や大学等義務教育以外の学校に進学する経済的に修学が困難な学生に対する奨学金の追加給与など、学生及びその保護者の方への支援の取り組みについても予算化してまいりました。

また、国においても様々な支援策が打ち出され、新型コロナウイルス感染症の影響により、学費等支援が必要になった学生への施策としまして、授業料、入学金の免除または減額、及び給付型奨学金の支給を行う高等教育修学支援新制度及び貸与型奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対応するよう運用の拡充が図られるとともに、有利子奨学金制度の利子分を国が補填し、実質無利子とする緊急特別無利子貸与型奨学金及び家庭から自立した学生等で経済的理由により修学の継続が困難となっている学生に対して10万円または20万円を給付する学生支援緊急給付金が創設されました。

町としましても、日々状況が刻々と変化する中で、様々な支援を検討する中において、国・県の対策や支援の届かない範囲や、より影響が深刻であると思われる方に、必要な支援が届くよう、町独自の対策や支援策を迅速に打ち出し実施しているところであります。

ご質問の、緊急事態宣言が出ている間、帰省できなかった学生、新型コロナウイルスの影響を

受けている学生への応援、支援策として町の特産品を送るというご提案でございますが、既に緊急事態宣言も解除され、慎重な対応をお願いしながらも、帰省が可能となった現状では、ここで特産品を送りつけるというタイミングではないだろうとも考えております。

町としましては、今後、これから皆様とまた議論しますけれども、国の第2次補正予算に盛り込まれる施策や地方創生臨時交付金の内容等を勘案する中で、さらなる支援策や活性化策などを検討したいと考えておりますが、例えば、今の現状で、親元を離れて頑張っている学生さんを対象とするならば、コロナ禍の状況が、まあ緊急事態宣言解除されたという状況でありますので、晴れて学生さんが帰省した際に心身ともにリフレッシュでき、また、ふるさと坂城を再認識していただけるような事業が実施できればと考えております。つまり、今度は町へ帰ってきてくださいと、そのための応援の施策を、これから第2次補正予算も絡みますので、検討していきたいというふうに思っております。

3番（山城君） 今、町長から温かい心のこもったメッセージを頂いたと思っております。

先ほどの第1問目でちょっと厳しいような言葉を言ってしまったので言いにくいところであるんですが、町長の思いはすごく伝わってきたのでうれしく思っていて、今後、町としての特産品を送る考えは今のところないということではありますが、やはり、確かに、今の段階で送る、もしくはこの後送るとというのが、いいかどうかというのは、確かに、それ、税金を使うという観点からすれば、慎重な論議をしなきゃいけないとは思いますが。

しかし、私がこの問題、この課題を質問するに至った経緯としましては、やはり、緊急事態宣言下の状況であったので、送ると決めた自治体に関しては、いろんな思いがあったと思います。しかし、その同封されていた箱の中、もしくは、袋の中に自治体の首長のメッセージが入っていたというものも見聞きしております。もちろんそれは全て直筆なわけではございませんけれど、名前のところ、もしくは一部分、町長のもしくは首長の直筆のもので書いてあって力強いメッセージがあれば、「そうか」と思う子、学生は多いんじゃないでしょうか。

やっぱり、戻ってきてほしい、もしくはここで活躍してくれというメッセージを、例えば、物を送れないとすれば、何らかの形で、今、町長おっしゃいましたが防災無線、もちろん、防災無線は県外には届きません。そんなことはわかっております。

そういった形でさらに別のステージに上がったときに、またメッセージを入れていただければと思っております。

まとめになります。すみません、私の勉強不足もありましたが、今回はこれでまとめに入らせていただきたいんですが。

新型コロナウイルスの収束は、正直まだ見えそうにありません。長い闘いとなるということは、安倍首相も申しておりましたとおりでありますが、先ほども言いましたが、流行の第2波、第3波の備えも、少しずつですが、着実に進めていかなければならないと思っております。

多少、大げさかもしれませんが、この新型コロナウイルスによって、これまでの常識だったり、また、これまで当たり前だと思っていたものが、そうでなくなるかもしれない、そういう時代に来ているのではないかと私個人は思っております。

それゆえに、これまでにないほどの柔軟な対応、また、柔軟な考え方が求められているのかもしれない。

この坂城町に1万5千人の町民がいます。町民一人一人の考えというのは、ある意味小さくて届かないことがたくさんあるかもしれません。でも、その届かない思いだったり、「えっ、こんなこと」と思うこともあるかもしれないんですが、そういうものに耳を傾け、できることがありそうであれば、できることを行政、もしくは民間と協力して行っていくということも、これからもっともっと必要ではないかと思っております。

今、文書にないことを読んだんですが。ただ、人は一人では生きていけない、これは多くの皆さんが実感していることではないでしょうか。だからこそ、分断や排斥、排除ではなく、どんな時代になったとしても結束して連携して知恵を出し合って、この状況を乗り越えなければなりません。

もちろん、それは、子どもであってもお年寄りであっても変わりはないと思っております。「こんなことどうだろう」「こんなことできないかな」そういう声を、例えば、議員らに役場なりで結集させて、できることからちょっとずつやっていく、優先順位はもちろんつけなきゃなりません。それをこの先、コロナの収束が見えない状況ですが、しっかりと着実に坂城町が1歩、2歩前進し、また新たな日常に向かって夢を描けるようになっていければと思っております。

以上ですが、これにて私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩とします。

（休憩 午前11時31分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年10月12日の台風19号の際、避難勧告発令の連絡を受け、地元区を流れる垣外沢川と観音沢川の様子、それと強風によるりんごの落果状況が気になって、見に車で出かけました。

夕方帰宅して間もなく、地元のある女性から電話をもらいました。避難勧告が出たけど、避難所へ避難しなければいけないかというのが、その電話の用件でした。長野市の大豆島に住む小さな子どもがいる息子一家が避難してきているし、日名沢に住む友人からは、家族全員で坂城小学校に既に避難しているとの電話ももらったということでした。その上、家族には年寄りもいるし、どうしたらよいかと、ご主人さんと相談したら、町議に電話で聞いてみろと言われて、電話した

ということでありました。その方は、ふだん、とりわけ、心配性の方でも、判断力に劣る方でもありません。むしろ逆だと思います。にもかからずです。あの日、恐らくこのような不安や戸惑い、迷いは町民の少なからずの人が持たれたのではないかと思います。その後実際、多くの方から、こうしたお話を聞きました。

昨年の12月、今年の3月議会と台風19号関連、特に避難勧告等の伝達、全員避難の意味、屋内退避を含めた避難行動等に関する私の一般質問は、この出来事が元になっています。

最近、ある町職員の方が、避難というのは、難を避けることで、自宅が安全なら、避難勧告が出ても、避難所へ避難する必要はない、そういうことが広く理解されてきているとおっしゃられました。前段はそのとおりだと思います。

午前の同僚議員の質問に対する答弁を聞いていても、12月とか3月のときの答弁を思い出して、随分、ちょっと生意気ですけど、進んだ答弁をなされているなという印象を持ちました。以前は、私が言うことに対して、さほど同意をいただいていたというのは半分ぐらいしかなかったような記憶がありますけれども……。続けます。

前段、今言ったことですけど、それはそのとおりだと思います。ただ、理解が広まってきたというのは、どうでしょうか。例えば、内閣府が行った住民ウェブアンケートでは、台風19号の後ですけども、そのアンケートでは、約4割の人が警戒レベル4の全員避難を災害の危険のないところにいる人も避難をする必要がある、主に避難所へですが、避難する必要があると、そう回答したそうであります。

さて、今回は前2回の一般質問と密接に関係しつつも、直接はあまり触れることができなかった避難行動要支援者の避難の問題と、午前中にかなり答弁でお答えいただいていたことですが、新しく課題として浮上してきた避難所の感染症対策についてお聞きしたいと思います。

まず、水害・土砂災害時の避難についてということで、イ、避難行動要支援者 要援護者でもよろしいかと思うんですが、について2点お聞きします。

第1点目、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域にお住まいの、つまり災害リスクの比較的高いところにお住まいの避難行動要支援者の方の人数は、何人いらっしゃるでしょうか。

内閣府の地方防災会議の名で令和元年台風19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方についてという検証報告書が、この3月に出されました。その中で、高齢者や障がい者等の避難に課題があることが改めて指摘されています。そして、平成2年の出水期までに市町村が必ず実施すべき事項として、「避難行動要支援者名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクの高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の間で情報を共有する」とあります。

また、実施が望ましい事項として災害リスクが高い区域にお住まいの避難行動要支援者から優

先的に福祉関係者等と連携し、また地域住民の協力を得ながら、避難支援体制の構築に向けた検討を行うべしと、そうあります。その第一歩というか、基本のデータとして人数をお示しいただきたいと思います。ただ、縮尺が小さいハザードマップでは、境界が判然としないこともありますから、昨年の台風19号の際、避難所への避難者数の多かった村上地区にお住まいの方の総数で結構であります。高台の上平地区は、除いてくださっても、数えてくださっても、どちらでも結構でございます。

2点目として、昨年10月12日の台風19号の際、要支援者の方は、どのような避難行動を実際とられたか。避難所へ立ち退き避難をされた方は少数だったという話も聞いておりますが、実際はどうであったか。避難行動要支援者の実態・状況についてお聞きしたいと思います。

1回目の質問は以上です。（発言の声あり）すみません。申し訳ない。失礼しました。

次に口として、避難所における感染症対策について、やはり2点お聞きします。

つい最近、長野県避難所運営マニュアル策定方針が改定され、そこに感染防止対策が盛り込まれました。それを受けて、町ではどんな対策を考えておられるか。これは、相当、午前の同僚議員に対する答弁でお答えいただいた気がしています。省略、ないしは簡潔にお答え願いたいと思います。

2点目として、その地域の指定応急避難所を、食事や宿泊ができる避難所として使わなければならない事態は想定されているか、これはつまり、公民館が避難所になる可能性はあるかということですが、そのことをお聞きします。

以上です。

福祉健康課長（伊達君） 「水害土砂災害時の避難について」、「（イ）避難行動要支援者」について、順次お答えをいたします。

最初に、「土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内にお住まいの避難行動要支援者の方の人数」ということで、「それぞれ何人いるか」というお尋ねでございます。

土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害防止法におきまして、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域とされ、さらに、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、災害が生じた場合には建築物の損壊や、生命・身体に著しい危害が生ずる恐れのある区域とされており、いずれも県知事により指定がされるということでございます。

また、浸水想定区域につきましては、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、町のハザードマップでは千曲川が想定される最大規模の降雨により増水し、堤防が決壊した場合の浸水状況について浸水深を合わせて示しているということでございます。

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内に、避難行動要支援者の方がそれぞれ何人いるかのご質問でございますが、現状ではそれぞれの方のご自宅の位置とハザードマ

ップとのひも付けは行っておりませんので、正確な数字をお答えすることは難しい状況ですが、例えば浸水想定区域のうち、ほぼ地区の全域がその区域に該当するという部分でお答え申し上げますと、坂城側で2地区ございます。苅屋原と坂端でありますけれども、こちらでは25人、それと村上が、3地区ということになるかと思いますが、上五明区、月見区、それと小網区ということになるかと思いますが、こちらのほうは63人ということでございます。

また、土砂災害特別警戒区域につきましては、比較的人家にかかるエリアが少ないため、該当されるのは数人程度と考えておりますけれども、そのほか、地区の一部が浸水想定区域であったり、土砂災害警戒区域につきましては、エリアが入り組んでいるため、これは一件一件拾い出しをする必要があります。

ハザードマップを参照して、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域にご自宅がある避難行動要支援者の方の把握については、先ほどご質問でもございましたとおり、3月に中央防災会議の防災対策実行会議の中のワーキンググループがそうした議論をされているということ、それを受けまして、先週県のほうから通知がございまして、高齢者等の避難の実効性確保のための取り組みの一つとして挙げられました。これを受けまして、町としましても、早速作業に取りかかるよう準備を進めているというところでございます。

次に、「昨年10月12日の台風19号の際、要支援者の方はどうな避難行動をとられたか」ということで、私どもとして、お一人お一人について、全てを把握しているというわけではありませんけれども、安否確認を行いました民生委員さんによりまして、避難を促してもご自分の意思で、ご自宅に残られた方もいらっしゃった。また、ご家族により避難の支援ができるということで、避難されなかったという方もいらっしゃったとお聞きをしているところでございます。

さらには、民生委員さんや地区の役員さんが中心になって、安否確認や避難所への避難を支援したり、避難が必要な状況となった場合には、子どもさんが支援するよう連絡を取っているという方、また、自宅の安全を確認した上で、避難時間帯が夜間ということもございましたので、風雨が強まっている状況から、かえって外に出るよりも家の中にいたほうがということで、自宅で過ごされた方、あるいは自主防災会や民生委員さんが安否確認をして、地区の中の安全を確認した上で、自宅にとどまった方もおられたと、そんなお話をお聞きしているところでございます。

次に、避難所への、実際に避難行動要支援者で避難された方の数ですが、こちらのほうは、実際にご記入をいただいた避難者カードを基に、台風19号災害が発生した時点で整備をしていた、平成30年12月末現在の名簿と照らし合わせますと、20名の方が避難所へ避難をされたという状況でございます。

住民環境課長（関君） 避難所における感染症対策についてお答えします。

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、避難所における生活環境の確保と、新型コロナウイルス感染症等予防対策の強化が必要になっているところでございます。

町といたしましては、避難所においては多くの方が集まる可能性があるため、感染リスクが高くなるという認識のもとに、対策について取りまとめたところでございます。

まず、住民の皆さんには、先ほど議員さんからもお話がありましたが、自らの命は自らが守るといった意識を持っていただき、避難とは、難を避けることということから、避難先の選択肢を平時から確認していただき、自宅での安全が確保できる場合は、自宅のより安全な場所にとどまっていたり、安全な親戚や知人宅への避難ができるのであれば、そちらに避難していただくなど、状況に応じた最善の選択をしていただくことが重要であると考えております。

一方で、町としましては、3密を防ぐために未指定の避難場所の洗い出しをして、避難できる場所を増やすとともに、中核避難所のうち小中学校につきましては、避難者の状況により各教室まで避難の場所を拡大して、さらに文化センターを加えた5つの中核避難所の中では、駐車場またグラウンドなどを車中避難所とすることで、感染対策を図ってまいりたいと考えております。

避難所の感染症対策では、一定の間隔を取って避難者を受け入れていくこととなりますので、収容予定人員が半減してしまう可能性に対して、各小中学校の教室を加えることで充足できる数となりまして、加えて、車中避難所を増やすことで避難の選択肢が増えることとなります。

また、避難所の感染予防対策の備蓄品として、避難者用の間仕切り、また段ボールベッドの他マスク、避難者用の消毒液、避難をされた方の手指の消毒液なども対応するとともに、町民の皆さんにも、日頃から避難所へ持参するものとして、寝具、食料、飲料水、持病薬、モバイルバッテリーの他にマスクですとか、ウエットティッシュなど必要になるものを備えておいていただくように、お願いしてまいりたいと考えております。

町としましては、これまで新型コロナウイルス対策について、町独自に避難所での対策を想定し、順次まとめてまいったところではありますが、今般、県から「長野県避難所運営マニュアル策定指針」の改定について、通知がありました。

改定の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する基本事項の記載が追加したことが、主な内容となっているとのことでございます。

今後、県の「避難所運営マニュアル策定指針」と町で検討してきた対応策、これを比較する中で、町としてさらなる対応が必要になるのか、今後、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、地域の応急避難所を食事や宿泊ができる避難所として、使わなければならない事態は想定しているかということについて、お答えさせていただきたいと思っております。

現在、応急避難所は、各地区の公民館や集会所など町内32か所を指定して、台風などが過ぎ去るまでの間、一時的な屋内避難所としていただいております。応急避難所への避難は、中核避難所への集中を避け、いわゆる分散での避難となりますので、3密を防ぐ手だてとしては大変有効であると考えております。

なお、中長期の避難が必要な大規模災害などの場合は、近隣の中核避難所への移動をお願いする場合もあろうかと思いますが、災害の状況や避難者の状況も様々でありまして、避難者の意向によって、中長期的にわたっての避難する場所として、応急避難所を選ばれる場合につきましては、可能な限り配給される物資などを含めて、防災センターなどから、当該応急避難所に届けるなどの対応もしてまいりたいと考えております。

なお、各公民館や集会所が応急避難所となっていることから、地方創生臨時交付金を活用して、公民館等の消毒液や手指の消毒用アルコールなどを支給して、さらに支援としてマスク、またビニール手袋なども併せて用意する予定でございますので、ご利用いただきたいと思っております。

それぞれの応急避難所において避難しているという考え方は、3密を防ぐ観点からも有効であると考えておりますので、今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、ハザードマップ、避難行動フロー、避難情報のポイントなどを持参して、まずは、小単位で自主防災会長さんに集まってお話しいただき、避難所の運営なども含めて、説明してまいりたいと考えているところでございます。

2番（小宮山君） ちょっと聞き漏らしたんですが、村上地区の3地区というのは、上五明区、月見区、小網区。網掛区は、浸水想定区域にかかっているような気がするんですが。

建設課長（大井君） 網掛区につきましては、浸水想定区域全域がかかっているわけではなく、一部ということでございますので、ただいま福祉健康課長から答弁申し上げましたところは、月見区、上五明区、小網区ということでございます。

2番（小宮山君） お答えいただいた避難行動要支援者名簿登録人数、災害リスクの高いところにお住まいの方、八十、九十数名いらっしゃいまして、それで避難所へ避難された方が20名だということを確認できました。ありがとうございました。

なぜ、こんな質問をしますかと言いますと、今年の台風19号のとき、警戒レベル3の段階で発令される「避難に時間を要する人、ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等とその支援者は避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう」という警戒レベル3ですよね。その避難情報、避難準備高齢者等避難開始の避難情報が発令されませんでした。

これは、12月のときの議会でだったと思っておりますが、課長さんから、生田の水位観測所の水位情報を基に判断していて、それで、その水位が警戒レベル3のところまで上がらなかったってな説明をお聞きしたと思うんですが、その後、警戒レベル4の避難勧告がぽんと出された。その前には、レベル3の段階が必ずあったはずだと思うんです。それで、時間が要する方ということで、早めの避難ということですよ。なもんで、よって、その避難行動要支援者の避難、これ避難所への避難ですが、が滞りなくスムーズに行われたのかということが、知りたかったわけでありまして、それで、前のことはもういいんですが、今後のためにちゅうことで、台風19号の経験を通して、どんなことが避難行動要支援者の避難に、どんなことが課題として上げられてきている

のかお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 課題ということでもありますけれども、様々ございます。

今、ご指摘のありましたように、避難情報の発令の部分、これも一つ課題だと思っています。いわゆるレベル3での避難準備高齢者等避難情報というものが、台風19号の際は発令されなかったということでありまして、その部分についても、理事者を含めた課長等の検証委員会の中で、どういった状況のときに、そういうものを発令していくかといったようなことも検討させていただいたところでございます。

あと、これは従来、小宮山議員さんからもご指摘をいただいている、いわゆる個別計画というものの、これについても、実際、今のところ、うちのほうでも避難行動要支援者名簿というものを作って、各自治区、自主防災会にもお渡しをできるようにという体制を整えていますけれども、現状では、まだ5地区ということでございますので、この辺も併せて、粘り強くこれはお話をさせていただかないといけないと思っています。先ほど、住民環境課長の答弁にもありましたけれども、小単位の自主防災会長さんにお集まりをいただいて、いわゆる防災に特化したような内容のそんな説明の中で、そういったこともお話をしていきたいなと思っています。

それともう一点は、今まであまり重視をしていなかったと言えればちょっと語弊があるんですけども、先ほど来お話のあった、いわゆる災害リスクの高いとされる区域にお住まいの方、これをこれから拾い出しをしますので、ぜひそういったことを活用して、要支援者ご自身に災害への理解を深めていただく、それと災害の対応によって、自分がどういう行動したらいいかといったような理解を高めていただくような取組を少ししないといけないかなと、そんなことは今課題として思っているところでございます。

2番（小宮山君） 非常にこんなこと言って生意気ですが、よいご答弁ありがとうございます。

先ほどちょっと言及した内閣府の報告書にもありましたが、事前に平時において住まいが災害リスクの高い場所にあるか確認し、リスクの低い場合は待避、待つ避難ですけども、待避等による屋内安全確保という避難行動を、逆にリスクが高い場合は立ち退き避難を選択し、避難先、避難のタイミング、避難方法を決めておくことが有効だと、今おっしゃられたとおりでと思います。

それで、避難者ご自身が決めておくということ、そのためにどうするかということなのですが、これ民生委員さんやケアマネジャーさんなどの福祉関係者の方々、あるいは地域の自主防災会がご本人と話し合っただけで決めておく、これスムーズに行くのではないかと私思います。もちろん2番目に言われた要支援者、個々人の個人支援計画が作成されるのにこしたことはありませんが、今のところ5地区だということでもありますし、その前段階として取り組む価値があると私は思うのですが、このことについてはどうお考えか、ご所見を伺いたいと思います。

つまり、町のほうが中心となって旗振り役というか音頭取りをして、自主防災会に積極的に働きかけていただきたいと、そういうことであります。自主防災会というか、避難行動要支援者の

方にです。

福祉健康課長（伊達君） 議員さん今おっしゃられたこと、これまさに例の中央防災会議のワーキンググループの中でも、そんなご指摘があったという事項でございます。

日頃から、例えば高齢者ですとか、障がいのある方と日常的に比較的関わりの高い民生委員さんですとかケアマネジャーさん、あるいは障がいの専門員さん等々にご協力をいただくという場面はこれ当然考えられると思っています。

ただ、それに向けてはその方たちにもいわゆる基礎知識といいますか、例えば避難行動のフローですとか、そういったものをご説明した上で、個々の要支援者の方に対していただくというような多分流れになろうかなと思いますけれども、現状はとりあえず今ハザードマップとの照合を急いでやるということで取り組んでまいりたいと考えています。

2番（小宮山君） 順次やっていただけということで、非常によいお答えいただけたと思っております。それでやっぱり行く行くは地域も、自主防災会とか近所の方を含めて、要支援者の方の支援体制それを作ることが、その次の段階の大事な取り組みかと思っております。今後ともよろしくお願いいたしたいと思っております。

それで次、口に関して2回目の質問をいたします。

町のホームページに5月の出来事というところで、災害時における物資供給の協力に関する協定調印式が5月18日に行われたというニュースが載っていました。その協定の内容を教えてくださいたいと思います。

住民環境課長（関君） 段ボールベッド等の協定の内容ということでご質問を頂きました。

この協定は、町内の段ボールのパッケージメーカーであるN企業様と協定を締結したものでございまして、先月18日に調印したものでございます。町内において災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合、物資を優先的に供給していただくものとして、段ボールベッドそれから間仕切り、その他町が指定し優先的に段ボール等を使って供給できる物資、これは場合によっては、例えば段ボールのトイレですとか、そういった物が必要になればということになります。そういった物をご提供いただくという形になっております。

この協定に関しまして、企業様と材料の在庫にもよるんですけど、品物によっては3日ないし4日で供給いただけるという形になっておりまして、中長期の避難の場合に対応できるかなというふうに思っております。

また、協定に際しまして、段ボールの強化度ですとか、それから段ボールベッドのセットの中に、既に例えばガムテープを入れておくことによって、組み立てることに順番を待つことなく自分たちでスムーズにできるとか、そういったものも協議させていただいたりとか、また段ボールベッドの高さ、そういったものが床のほこりだとか、そういったことに影響がない高さにしようということ打ち合わせをしたりだとか、また間仕切りにつきましても、プライバシーだとか飛

沫防止にもつながるように高さを考慮したりだとか、そういうことを協議する中で、協定を組まさせていただきますというものでございます。

2番（小宮山君） その間仕切りといいますか、パーティションとか段ボールベッドということですが、ちょっと確認お願いしたいんですが、物によっては3日から4日で供給いただけると。ただ、当日というか、10月12日の夜必要だというケースというのはあると思うんですね。そのためには事前に備蓄といいますか、その用意ある程度しておく必要があると思うのですが、その点についてお聞きします。

住民環境課長（関君） 事前の備蓄が必要ではないかというご質問を頂きました。協定を組むときに協定を組ませていただいて、これは段ボールベッドとか間仕切りは当日必要になるだろうという想定をさせていただきました。

避難所を開設して、来た人からすぐ段ボールベッドとかお渡しできるとか、そういった形はもしかしたら運営上難しいかもしれませんが、今回、地方創生交付金を活用しまして事前に準備しておこうということで、段ボールベッドにつきましては100個、それからパーティション、高さが1メートル50で長さが2メートルのものなんです、それは300枚、同じく長さが1メートルで高さが1メートル50のものにつきましては100個を用意しておこうということで、準備を進めていきたいと思っております。

2番（小宮山君） 事前に備蓄もある程度しておくということをお聞きしまして納得いたしました。

次にですが、公民館や何か避難所として使用するようなことが、もしかしたらあるんじゃないかという、それに対してはあるというふうにお答えいただきました。確かに去年村上小学校、台風の際に385人が避難されたと聞いています。これ全避難者数の6割ぐらいに当たると思います。それで、村上小学校の体育館で、もしコロナ感染症のことを考えると、とてもじゃないけれども受け入れができないだろうと、そういうふうに思っておりました。それはしかし、先ほどの答弁とか午前の答弁で、準備万端ばかりなくというようにされているということで、それはそのとおりにお願いいたしますということでございます。

それで、ただ公民館や何かというのを利用するといったときに、私も自主防災会、地元の自主防災会の役員をしていますけれども、避難所の開設や団体に関して、そのノウハウを私ども持ってなくて、教えてもらわなければなりません。その辺のところもちろんお考えのことと思いますが、教えていただければやります。

それで、先ほどから時々出てきているんですけども、内閣府が新しく避難情報のポイント、それと避難行動判定フローというやつ、これA4で4ページくらいになりますけれども、そういうものを発表しました。これ非常に私納得のいくものでした。何が納得いくかと言いますと、去年新しい避難の仕方のガイドラインが出ました。それに沿った分かりやすいパンフレットであるからです。去年も出たんですけど、それで去年も内閣府が作って広報さかきに転載されたんです

が、あれだと前にもさんざん言いましたけれども、誤解を生む、説明が非常に不足していると、そういう印象を持ちました。それに対してその反省ということで改定されたものだと思うんですが、この4月に出たそれらというのは非常に分かりやすいものとなっております。

例えば、去年は警戒レベル4で避難勧告が発令され「全員避難」とあったのですが、今年のは、はっきりと「危険な場所からの全員避難」というふうな記述になっております。だから、警戒レベル4で避難勧告が発令されても、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないと、そうはっきり書かれております。

また、3月の議会でも私が取り上げた、屋内退避による安全確保が真っ当な避難行動の一つであるということが明示されております。避難情報のポイントというのをぜひ地元の自主防災会や何かのときにご紹介していただきたいと、それを強く願います。

それから、避難行動判定フローというのは、先ほど伊達課長さんがその言葉使われましたが、今年初めてつくられたものですが、見ましたところ、自宅の災害リスクと取るべき避難行動が自然と「はい」、「いいえ」で選んでいくと、最終的に理解できるような形になって、とても分かりやすいと思いました。

この2点をぜひ自主防災会の方に紹介していただきたいと。集まったりするのが非常にあれな状況があるということももちろん分かるんですけど、であれば、じかに意見交換を交えて紹介していただくのが一番いいと思うんですが、最低というか、広報さかきで紹介していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

住民環境課長（関君） 先ほど議員さんのほうから避難情報のポイント、それから避難行動判定フロー、こちらのほうの紹介も含めてというお話を頂きました。

去年の議員さんからもおっしゃられたんですけど、警戒レベル3では「高齢者は避難」、警戒レベル4では「全員避難」というふうに書かれていましたが、そこに「危険な場所から」という言葉を付け加えてくださいということが出てきてまして、それにつきましては、昨日「こういったことが付け加わっていますよ。それを広報してください」というふうに、県のほうからも来ています。

そういったことで、判定フローも非常に、私も見たんですが、自分がどういう行動をしていくのかというのが分かりやすいなというふうに思っております。こういったことを広報とかで、今ちょっと特集を組めるかどうかを考えているんですけど、そういったことでいろんな形でお知らせする方法というのは検討していかなければいけない。その一つの方法として、広報があるかなというふうには考えております。

2番（小宮山君） ぜひお願いしたいと思います。すみません。次のテーマに移ります。

坂城町公共施設ランドデザインについて、イ、今年度末には出来上がるという個別施設計画について、今のところの策定状況をお聞きしたいと思います。

それと口としては、保健センターと老人福祉センターが一緒になった新しい複合施設というものが構想されておりますが、これの完成というのは、いろんな要素があってはつきりとはもちろんまだ言える段階ではないと思いますが、いつ頃の完成を企図しているか、分かる範囲でお願いします。

それから口としては、文化センターについて大規模改修工事で今の現存の建物を残して、それで耐震も含めた大規模改修工事をする方針が決まった感じで私読みましたが、その工事というのはいつ頃を予定されているかお聞きします。

町長（山村君） 小宮山議員さんから坂城町公共施設グランドデザインについてご質問が来しました。非常に重要な問題なので私張り切って準備しておりましたけども、時間が10分ということでありましたので、5分間ぐらいでポイントだけお答えしたいと思います。よろしいですか。（発言の声あり）10分使っていいんですか。じゃあ10分使います。（笑声）じゃあ8分ぐらいで。

まず、ご質問にありました坂城町公共施設グランドデザイン、ご存じのように、坂城町のいろんな施設が昭和40年から50年代に造られたということで、坂城町も老朽化しております。全国もこういう状況になっているということで、総務省から地方自治体へ、公共施設等総合管理計画を策定せよという要請が出されたというところでもあります。

坂城町では、平成29年3月に坂城町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。そして、グランドデザインは必ずしも作らなくてはいけないというものではないんですけれども、これから個別の計画するために、坂城町では昨年度におきまして町の公共施設の整備構想として、公共施設グランドデザインの策定を行ったというところでもあります。

このグランドデザインの策定にあたりましては、総合管理計画に続きまして、専門の立場で長野大学の専門の先生方にご参画頂きまして、また建築専門業者の技術的助言を受けながら、公共施設整備の方向性について検討を行ってまいりました。そしてそのグランドデザインの内容は意見公募ということで、ホームページを通して皆様のご意見頂くということでありました。どのぐらいのアクセスがあったかと言いますと、約330件の閲覧のアクセスがありました。ご関心を持たれてるんだろうなと思っております。

そこで、今年度は公共施設グランドデザインにおける施設整備の方針を踏まえる中で、総合的な公共施設マネジメントの推進を図るということで、個別施設の計画を進めていく。いわゆる具体的にどの建物をどうするかということを決めていくということでもあります。これにつきましては、長野大学の先生のご助言もいただきながら、坂城町の役場の中までも全ての部門に関係ありますので、各分野の皆さんにご意見聞いてやると。それから議会、それから教育、福祉、産業などの有識者の皆様のご意見も聞く中で、年度内の策定をしていきたいというふうに思っております。

ですから、今年度中にその計画をつくるということで、またいろんなご意見を賜りたいと思っております。

複合施設についてもご質問がありました。これは今回のグランドデザイン、あるいは個別施設計画を作るときの一つの核になるかなというふうに思っております。坂城町の老人福祉センター、保健センター、非常に老朽化しております。これにいろんな機能を統合して、場所もはっきりまだ正式には決まってないわけでありまして、ある場所に造るということで、この中にどのような機能を持たせるかというのも含めて検討していきたいと。これは一つの目玉の施設になるかなというふうに思っております。

それから、文化センターについてでありますけれども、坂城町文化センターは、町の主要な行事、各種講演会でも頻繁に皆様方に使われております。そして、文化センターについて、付随施設で隣接する坂城町の体育館、あるいは文化センターグラウンド等もありますけれども、一体的な施設ということで使われてきているわけでありまして。体育館については、ご案内のように簡易診断といたしますか、耐震の診断をやりまして、今年度は詳細の耐震設計といたしますかをやって、工事は来年以降になるだろうというふうに思っております。

文化センターについてどうするかということですが、文化センターの改修ということにつきましても、今年度策定を進めていく個別施設計画について、工事の時期とも併せて検討していきたいと思っております。

それから、文化センターにつきましては、今年度耐震予備診断の実施を予定しております。耐震の予備診断ですね。それらの結果を踏まえる中で、施設にとって必要かつ最善な施設整備の対策を検討し、できるだけ早い時期に施設の改修を行ってまいりたいと思っております。私の感じでは、複合施設を新たに造りますので、前は文化センターは全部廃却しちゃったんですけども、耐震結果がちゃんと出て、耐震工事で使える可能性があるというならば、あの施設は残してもいいかなというふうに思っております。ただ、具体的にはどうするかというのは、文化センターの本体は簡易診断を今年やるということで考えております。

先ほどの、複合施設はいつ頃できるんだという話がありましたけれども、これも含めて検討していくということでありまして。それも含めた個別施設計画の、個別施設計画の中にはスケジューリングがあります。どの施設をいつまでに造るか。重要なものについては、時期を踏まえてしっかりと検討していかなくちゃいけないんですね。これから進めていくと思っておりますので、ぜひまた議会の皆さんにご意見を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

2番（小宮山君） 施設整備の優先順位というのは、一応つけられるのでしょうか。

町長（山村君） ちゃんと聞いていただくように。さっき申し上げました、個別施設計画を作るときにスケジューリングしますと申し上げたわけでありまして。

2番（小宮山君） 今の段階では決まってないってことですか。

町長（山村君） 今は、今日現在決まってないわけですね。個別施設計画をつくる中でスケジューリ

ングしているということ。これで分かりましたか。いいですか。（「はい」の声あり）はい。

2番（小宮山君） なぜこれを確認したかったかと言いますと、実施計画がございますよね。実施計画の中に令和2年度で体育館の耐震補強大規模改修設計というのが入ってまして、それは先ほど町長さん申されたとおりです。

それで、文化センターに関しては、予備耐震診断調査というのは、先ほどおっしゃられたように実施されるとなっているんですが、来年度を見ますと、体育館の耐震補強大規模改修工事、実際の工事ですね。それが入っております。ただ、文化センターは空欄なんですよ。それから、令和4年も文化センターは空欄なんです。それで、施設整備の予算、それも100万円になっちゃっているんですよ。そうすると、当分は文化センターの耐震診断、耐震工事ってことは進まないんじゃないかと、そんなふうに思いまして質問をいたしました。これはこだわらなくていいのでしょうか。（「課長さん」の声あり）

企画政策課長（臼井君） 文化センターの改修の時期につきましては、当然これから個別施設計画を立てていく中で、それぞれ皆さん、いろんな方のご意見を頂く中で決めていくという形になるかと思います。実施計画の中では現在予備診断の予算も今年度計上する中で、大きな基本的な部分の調査をしていくと、そういう中で実施計画のローリング、毎年やっておりますけども、そういう中で個別施設計画とともに決めていくということを考えているところでございます。

2番（小宮山君） ありがとうございます。もう少しお聞きしたいこともありますもんで、また次の機会にと 생각합니다。

以上で、私の一般質問は終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時29分）

